

一般会計予算審査特別委員会文教福祉分科会会議録

1 日 時 令和8年3月9日（月曜日）

開会 午後 1時13分

閉会 午後 5時21分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出席)	委員長	山 名 正 晃	副委員長	小 野 耕 作
	委 員	柴 田 敏	委 員	林 恭一郎
	〃	山 田 雅 徳	〃	萱 野 哲 也
	〃	村 木 理 英		
(欠 席)	なし			
(その他出席者)	議 長	三 宅 啓 介		

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	小 原 純	同次長	日 笠 哲 宏
同主幹	関 藤 克 城	同主任	東 宗 利

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	中 島 邦 夫	政策監	難 波 敏 文
総合政策部長	入 野 史 也	政策調整課長	林 啓 二
財政課長	岡 真 里	文化スポーツ部長	柚 木 均
スポーツ振興課長	渡 辺 真 之	生涯学習課長	小 原 靖 子
文化芸術課長	弓 取 佐知子	保健福祉部長	横 田 優 子
保健福祉部参与	白 神 洋	健康増進課長	荒 木 久 典
健康増進課主幹	冷 水 圭 介	福祉課長	小 野 玲 子
こども課長	木 田 美 和	長寿介護課長	岡 本 紀 子
教育長	久 山 延 司	教育部長	江 口 真 弓
教育総務課長	藤 原 直 樹	学校教育課長	村 山 俊
学校教育課主幹	伊 藤 隆 広	部活動改革推進室	矢 吹 慎 一
こども夢づくり課長	大 西 隆 之		

6 付議事件及びその結果

議案第29号 「令和8年度総社市一般会計予算」のうち本分科会に分担された部分

(結 果) 原案を可決すべきである。

7 議事経過の概要

別紙のとおり

8 その他必要な事項

別紙のとおり

開会 午後 1 時13分

○山名正晃委員長 それでは、ただいまから一般会計予算審査特別委員会文教福祉分科会を開会いたします。

では、議案第29号 令和8年度総社市一般会計予算のうち、本分科会の担当する部分の審査を行います。

なお、審査順序は歳出から歳入、債務負担行為及び地方債の順に行いますので、御了承願います。

予算調書を活用しての質疑は、まずは調書のページ数を言っていただき、次に款、項、目、事業名を言った後、主要な事務事業の概要の内容を限定してから質疑に入っていただくようお願いします。

まず、歳出、第2款総務費から第4款衛生費のうち、本分科会の担当する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

スポーツ振興課長。

○渡辺真之スポーツ振興課長 議案第29号 令和8年度総社市一般会計予算につきまして、当分科会所管の部分について御説明申し上げます。

便宜歳出から御説明申し上げますので、予算書の94、95ページを御覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第16目諸費、第22節償還金、利子及び割引料7,108万5,000円のうち、学校給食費実費徴収金過年度還付金8万円につきましては、過年度分における給食費の還付申請があった場合の還付金、返還金2,060万5,000円のうち1,870万5,000円につきましては、総社市立中央保育所の施設売却に伴う施設整備補助金の返還金でございます。

続きまして、第17目マラソン振興費3,418万1,000円につきましては、2027そうじゃ吉備路マラソンの開催に要する経費で、第8節旅費は協定に基づく交流派遣事業に必要な費用弁償等でございます。第10節需用費は、スポーツ振興課が所有しております公用車の燃料代、車検代が主なものでございます。第18節負担金、補助及び交付金3,300万円は、吉備路マラソン大会共催負担金でございます。

○山名正晃委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 続きまして、民生費を御説明申し上げますので、予算書104、105ページをお開きください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費の本年度予算額31億8,932万9,000円は、職員等の人件費、福祉課所管施設の維持管理経費、民生委員に係る経費、権利擁護事業、生活困窮者自立支援事業、ひきこもり支援事業などの業務委託に要する経費、福祉関係団体への補助金、各特別会計への繰出金などでございます。

主なものとしまして、第2節給料から第4節共済費までは、福祉課、こども夢づくり課等の職員

39人分の人件費でございます。第10節需用費から、次のページ、106、107ページの第13節使用料及び賃借料までの主なものは、総社ふれあいセンター及び清音福祉センターの維持管理に係る経費や、105ページに戻りますけれども、委託料のうち主なものは、説明欄下から六つ目の市民後見推進事業実施委託料から権利擁護センター設置委託料までは、それぞれ事業を総社市社会福祉協議会へ委託するものでございます。

106、107ページをお開きいただきまして、第18節負担金、補助及び交付金の主なものですが、上から二つ目、民生委員協議会運営補助金は、民生委員、児童委員の活動等に係る補助金、下から三つ目、総社市社会福祉協議会運営補助金は、職員の人件費等に対する補助金でございます。第27節繰出金は、介護保険特別会計への繰出金で、説明欄に記載のとおり、一般会計から繰り出すものでございます。

続きまして、110、111ページをお開きください。

第5目障害福祉費の本年度予算額23億3,216万5,000円は、障害者総合支援法に基づく障がいに関する医療や福祉サービス、福祉用具などに係る自立支援給付費等や手当等の支給など、障がいのある方への様々な事業に要する経費でございます。

主なものは、第1節報酬から第8節旅費までは、手話通訳員1名に係る経費で、第11節役務費は障がい者医療や障がい福祉サービス給付に係る審査支払手数料などでございます。

112、113ページをお開きください。

第12節委託料の主なものでは、一番上の障がい者就業・生活支援事業委託料で、障がい者千五百人雇用センターの運営委託、またその一つ下の基幹相談支援センター事業委託料につきましても、基幹相談支援センターの運営等の委託と発達障がい支援コーディネーターを総社市社会福祉協議会に配置するための委託料でございます。その三つ下の地域活動支援センター事業委託料は、通所による援護事業等を吉備路の会、あゆみの会へ委託するものでございます。一つ飛んで、日中一時支援事業委託料は、障がい者、障がい児の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図るため、障がい者、障がい児を預かり、社会生活への適応のために必要な訓練等を行う事業を施設等へ委託する経費でございます。第19節扶助費では、説明欄の上から二つ目、紙おむつやストーマ装具等の日常生活用具の給付費、その下の重度の障がい者、障がい児の医療費の自己負担分の一部を助成する障がい者医療費、その二つ下、日常生活において常時介護を必要とする障がい者、障がい児に対する特別障害者手当及び障害児福祉手当、五つ飛びまして、人工透析の治療などの医療費の一部を助成する更生医療費、下から二つ目、生活介護や就労継続支援A型、B型、またグループホームで日常生活上の援助等を行う共同生活援助といった障がい福祉サービスに係る給付費が主なものでございます。

障害福祉費については以上でございます。

○山名正晃委員長 長寿介護課長。

○岡本紀子長寿介護課長 続きまして、第6目老人福祉費3億7,611万5,000円について御説明いた

します。

この費目では、高齢者の一般福祉事業、社会参加活動、老人保護措置費と重層的支援体制整備事業として実施する地域包括支援センター運営委託料や生活支援体制整備事業などを計上しております。

主なものといたしまして、まず第2節給料から、次のページ、114、115ページを御覧いただきまして、第4節共済費までは、長寿介護課職員2名分の給料などがございます。第7節報償費は、米寿、100歳のお祝い記念品料に係る経費、第10節需用費では、山手福祉センター空調設備取替修繕など施設の修繕料が主なものでございます。第11節役務費は、地域包括支援センター間の連携ネットワーク利用料などがございます。第12節委託料は、清梁園指定管理委託料や地域包括支援センター運営委託料、また生活支援体制整備事業の委託料などがございます。第13節使用料及び賃借料では、高齢者支援システム賃借料など、第17節備品購入費では、清梁園利用者のベッド購入費用等でございます。第18節負担金、補助及び交付金では、総社市シルバー人材センターへの補助金のほか、説明欄に記載のとおりでございます。第19節扶助費は、市外の老人ホームの入所措置費である老人福祉施設入所者措置費のほか、説明欄に記載のとおりでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長　こども課長。

○木田美和こども課長　続きまして、予算書の116ページ、117ページをお開きください。

同款、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費13億1,433万2,000円につきましては、新設保育所整備、放課後児童クラブの運営、また児童扶養手当等の支給に伴う経費などがございます。第1節報酬から第8節旅費までは、家庭児童相談員2名、ヤングケアラーコーディネーター1名及びこども課職員1名に係る人件費等がございます。第10節需用費のうち主なものは、秦小学校区放課後児童クラブのLED修繕料でございます。第12節委託料のうち主なものは、説明欄の4行目、病児病後児保育事業委託料、その一つ下、ファミリーサポートセンター事業委託料、その一つ下、14小学校区にあります各放課後児童クラブへの施設指定管理委託料等でございます。続きまして、第17節備品購入費は、放課後児童クラブ既存備品の老朽化に伴う更新でございます。第18節負担金、補助及び交付金のうち主なものは、説明欄の8行目、私立保育所委託児童事務費補助金、その二つ下、特別保育事業補助金でございます。また、説明欄の7行目、就学前教育・保育施設整備交付金、その二つ下、次世代育成支援対策設備整備交付金につきましては、老朽化しているひかり保育園の移転新築及び新設保育所の施設整備に係る経費として計上しております。第19節扶助費につきましては、児童扶養手当等が主なものでございます。

次に、118、119ページをお開きください。

第2目児童措置費53億1,919万8,000円につきましては、私立保育所の運営に要する経費、児童手当、小児医療費、障害児通所給付費等が主なものでございます。第8節旅費は、母子施設入所に伴う緊急避難のための旅費、第10節需用費は、児童手当、小児医療費支給事務などに係る消耗品、印

刷製本費でございまして、第11節役務費は、小児医療費審査手数料や障がい児通所給付に係る支払手数料でございます。第12節委託料のうち主なものは、私立保育所等運営委託料でございます。第19節扶助費のうち主なものは、児童手当や小児医療費、障害児通所給付費等、障害児相談支援給付費でございます。

続きまして、第3目母子福祉費、第1節報酬から第8節旅費までは、母子・父子自立支援員1名に係る人件費等でございます。第18節負担金、補助及び交付金のうち主なものは、新たにひとり親家庭における子どもの健やかな成長に必要な養育費の確保を支援するため、公正証書等の作成に係る経費の一部を助成する事業を実施するため、ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金を計上しています。第19節扶助費のうち主なものは、ひとり親家庭等医療費や高等職業訓練促進費でございます。

次に、第4目児童福祉施設費、第1節報酬から第4節共済費及び第8節旅費は、保育コンシェルジュ及び乳児等通園支援事業に係る人件費等でございます。第7節の報償費は、年間7万円を支給する保育士支援金が主なものでございます。第10節の需用費のうち主なものは、乳児等通園支援事業に係る消耗品や児童発達支援センターの修繕等でございます。

次に、120、121ページをお開きください。

第12節の委託料は、乳児等通園支援事業委託料、児童発達支援センター総社はばたき園の指定管理委託料が主なものでございます。第19節の扶助費は、広域利用に係る市外公立保育所等の施設型給付費でございます。

続きまして、第5目少子化対策費9,496万6,000円につきまして御説明いたします。

この費目は、東部、西部、昭和地区にございます親子ふれあいプラザや私立保育所5園で実施しております地域子育て支援センター、また市内6会場で実施しておりますつどいの広場の運営等に係る経費でございます。

第7目認定こども園費につきましては、併せて次のページ、122、123ページにかけて、井尻野と清音の認定こども園の管理運営に要する経費でございます。

第2項児童福祉費までにつきましては、以上でございます。

○山名正晃委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 続きまして、同款、第3項生活保護費、第1目生活保護総務費の本年度予算額1億5,115万5,000円でございますが、生活保護業務に係る人件費と事務的経費が主なもので、第1節報酬から第8節旅費までは、嘱託医と生活保護受給者面接相談員1名、福祉課生活福祉係の職員7名分の人件費等でございます。第10節需用費から、次の124、125ページ、第18節負担金、補助及び交付金につきましては、生活保護費の支給と中国残留邦人等支援給付費の支給に係る事務的経費で、説明欄に記載のとおりでございます。第19節扶助費の（追給分）と記載しておりますのは、平成25年から平成27年にかけて生活保護費の基準を引き下げた国の措置は違法との最高裁判決によりまして、過去に引き下げられた分について該当者へ追加給付、差額の支給を行うものでござ

います。

次に、第2目扶助費の本年度予算額7億8,353万2,000円は、生活保護法に基づく保護費等で、説明欄に記載の各種扶助の支給や、救護施設等に入所している受給者に係る事務費等でございます。

次に、同款、第4項災害救助費、第1目災害救助費、第18節負担金、補助及び交付金のうち、本分科会の所管の部分としましては、説明欄の二つ目、災害援護資金貸付金利子補給金、こちらは災害援護資金を借り受けた被災者の方が支払う利子に相当する額について補給金を交付するものでございます。

民生費については、以上でございます。

○山名正晃委員長 健康増進課長。

○荒木久典健康増進課長 続きまして、衛生費について御説明いたします。

予算書の126、127ページをお開きください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費4億3,159万8,000円につきまして御説明いたします。

この費目は、健康インセンティブ事業など健康づくりに関する経費や、休日当番医や救急診療に係る経費、妊産婦、乳幼児への相談や健康診査に係る経費などを計上しております。

主なものといたしまして、第1節報酬につきましては、伴走型相談支援事業を行う母子保健コーディネーターの報酬が主なものでございます。第2節給料から第4節共済費につきましては、健康増進課とこども課職員の人件費でございます。第7節報償費は、乳幼児健診等に係る医師、歯科医師等への謝礼などでございまして、第10節需用費は、健康インセンティブ事業の商品券などの印刷代や、出産おめでとうギフト事業に係る経費などを計上しております。第11節役務費は、手数料が主なものでございまして、こちらは産婦コーディネーターや妊産婦健診と乳幼児健診等の経費でございます。第12節委託料の主なものとしましては、上から三つ目の産婦健康診査事業委託料と、その下の健康インセンティブ事業委託料、四つ下の乳児一般健康診査事業委託料でございます。また、二つ下の休日当番医制事業運営委託料、その下の日曜日歯科当番医制事業運営委託料、その下の救急告示指定医療機関等救急診療事業運営委託料は、日曜、祝日等の診療に係る経費でございます。

128、129ページをお開きください。

第18節負担金、補助及び交付金は、上から二つ目の妊婦のための支援給付交付金と、下から三つ目の病院群輪番制病院等運営負担金が主なものでございます。第19節扶助費につきましては、上から二つ目の不妊治療費助成金、その下の妊産婦等健康診査費や、その下の未熟児に対する養育医療費が主なものでございます。第22節償還金、利子及び割引料につきましては、出産おめでとうギフトのそうじゃおむつクーポン券等及び健康インセンティブ事業の参加者が令和7年度の取組により年間ポイントで取得した商品券を市内の商店などで使用し、その使われた商品券等を現金に換金する費用でございます。

続きまして、第2目予防費5億5,512万3,000円につきまして御説明いたします。

この費目は、各種がん検診や予防接種、後期高齢者の健康診査に係る経費などを計上いたしております。

主なものとしまして、第1節報酬から第4節共済費につきましては、健診や保健指導に関連する業務を行う会計年度任用職員の人件費が主なもので、第10節需用費は、上から三つ目の印刷製本費、問診票や受診券通知用封筒などの印刷費が主なものでございます。第11節役務費のうち、通信運搬費は、健診個別通知発送の郵券料等でございます。

130ページ、131ページをお開きください。

第11節役務費の続きですが、手数料につきましては、带状疱疹や新型コロナウイルスの予防接種や高齢者のインフルエンザ、子どもの予防接種などの費用でございます。第12節委託料の主なものにつきましては、上から三つ目の各種がん検診に係る委託料や、その下の後期高齢者の健康診査に係る委託料で、第19節扶助費につきましては、上から二つ目の予防接種による健康被害に係る予防接種事故対策扶助費や、後期高齢者の人間ドック費用助成に係る経費が主なものでございます。

次に、第3目保健センター費504万2,000円でございますが、主なものとしまして、第10節需用費の一番下の修繕料は、山手保健センター照明器具のLED化等に要する経費を計上しております。

衛生費につきましては、以上でございます。

○山名正晃委員長 では、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

村木委員。

○村木理英委員 調書80ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、民生委員経費なんですけれども、民生委員の定数どおり委嘱が今回されてますか、どうですか。

○山名正晃委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 今年度は改選の時期でございましたので、令和7年12月1日に委嘱状をお渡ししております。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 ですから、定数はもう確保できたということよろしいですか。

○山名正晃委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 定数が164名なんですけれども、まだ地元調整が調っていないところがございまして、あともう少し時間がかかる予定でございます。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 これは確保に向けてどのように対策をするかということが非常に大切だと思いますけれども、やはり民生委員にじかに入り込んで、職員が、問題をやはりきちんと洗って、そこに対応するということが必要かと思いますが、その辺で何かありますか。

○山名正晃委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 昨今、民生委員の負担軽減もうたわれておりますけれども、私たち職員のほうも民生委員から各地区で気になる方をリストアップしていただいて、各課、それから地域包括支援センター、それから社会福祉協議会も含めて、その問題解決と一緒に頑張って努めているところで、私たちが進められた問題については、また民生委員のほうにフィードバックするような形を昨年度から取っているところでございます。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 これはやはり全市的な問題かと思いますので、十分に手当てをしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山名正晃委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 民生委員は、社会福祉を進めていく上で本当に大切な役割をされておりますので、市のほうも一緒になって問題解決に努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

小野副委員長。

○小野耕作委員 今、民生委員のお話が出たんで、続けてさせていただきます。

やはりもう成り手不足ということが言われていると思うんですが、定員が164名で、今何名不足になってますか。

○山名正晃委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 今、159名が決まっておりますので、あと5名がまだ決まっていないというところです。

○山名正晃委員長 小野副委員長。

○小野耕作委員 5名ですね。例年からいうたら、ちょっと多いんじゃないかなという感覚ではいるんですが、大体1人か2人とかが不足しているような状態が続いてたと思うんですけど、5人ということでちょっと多いんじゃないかなと思います。

何か伴走型みたいな、入り込んで支援をしていくということなんですけど、何かもっと違う取組とかというのは考えられたこととかありますでしょうか。

○山名正晃委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 例えばですけれども、民生委員、児童委員でしたら、川西の子どもの数が少ないところでも2名が定員だったりしますので、その定員のほうを、例えば2名を1名にするですとか、それから広い地域を持っていますので、社会福祉協議会の福祉委員の力も本当に重要になってまいりますので、民生委員と福祉委員との協力体制などなどこれからも進めてまいりたいと思います。前回のときは、1名が欠員だったんですけれども、今回5人ということで、我々も地元の調整等にも出向いていってお願いしたいと思っているところでございます。

○山名正晃委員長 小野副委員長。

○小野耕作委員 引き続きよろしく願いいたします。本当、民生委員は、もう地域の要でございます。私自身も民生委員出身ですので、その問題とかはよく分かっております。できれば、民生委員協力員みたいな補助的な役割な人も、次の世代を育てるという意味で取り入れてみてもいいんじゃないかと思うんですが、検討していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○山名正晃委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 小野委員の御提案ですけれども、民生委員補助員というのを取り入れている市町村もございますので、うちは、先ほども申しましたように福祉委員がとても重要な役割をしていただいておりますので、繰り返しにはなりますけれども、そちらとの協力体制をしっかりとこれからも取っていききたいというふうに思っています。

○山名正晃委員長 小野副委員長。

○小野耕作委員 よろしく願いいたします。福祉委員も地区によってはやはりもう名前だけというところの地区も多うございます。清音地区でもそういう地区はいっぱいあるので、そこら辺の力を借りながらなんでしょうが、御検討いただきたいと思います。引き続きよろしく願いいたします。答弁は結構です。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

村木委員。

○村木理英委員 調書は81ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、福祉関係団体補助金、これ年々補助金が上がっております。積算根拠がありますか。

○山名正晃委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 村木委員の御質問にお答えいたします。

こちらに調書のほうに書いてございます三つの補助金のうち、年々上がっているのが社会福祉協議会への運営補助金でございます。こちらは、人事院勧告分も考慮しまして社会福祉協議会の人件費等をこちらが補助しておりますので、やはり地域福祉を進めていく上でこちらも大切な団体ですので、地域の課題を進めていく上でもこの運営補助金のほう、人件費のほうは見ているところでございますが、今回も人事院勧告分を上乗せしているところでございます。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 この団体は、市役所ですごい場所的にいいところに入っておられます。収益もあると思うんですけども、一切これ家賃を取ってないようですね。この辺はいかがですか。

○山名正晃委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 電気代ですとか、一部、10割ではないですけども、何割かは頂いているというふうに聞いています。

それから、社会福祉協議会の事業のほう、私たちが補助しているこの運営補助金は、ヘルパーなどのその事業を行っている方たちの分ではございませんので、本部のほうの方の15人分の今回は人件費のほうを補助しているものでございますので、事業をしている方の人件費は含まれていないも

のでございます。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 電気代は幾ばくか負担していただいているという話でしたが、その他いろんな物品とか、貸出しもしていると思います、市の物を。その辺の賃料とかはいかがですか。

○山名正晃委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 社会福祉協議会の賃料等については、ちょっと把握しておりません。申し訳ございません。総務生活委員会のほうでお願いいたします。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 これ以上申しませんが、やはり別団体でありますので、きちんと精査していただきたいと思います。

終わります。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

柴田委員。

○柴田 敏委員 すみません。予算書112から115ページで、第3款民生費、第1項社会福祉費、第6目老人福祉費、老人保護措置事業のところ御質問します。

目的として、在宅での生活に支障があり、かつ経済的に困窮している65歳以上の高齢者を養護老人ホームへ入所措置し、生活の場を確保すると書いてありますが、この間、その対象者がどのくらいいらっしゃるって、実際にその支援を受けて入所された方がいらっしゃるか、教えてください。

○山名正晃委員長 柴田委員、私より申し上げます。

調書で言うと何ページでありますか。

○柴田 敏委員（続） 調書は120ページです。

それも言ったほうがいいですか。

○山名正晃委員長 はい。予算調書を使うときは、調書のページ数、それから款、項、目、事業名をお願いします。

（「承知しました」と呼ぶ者あり）

○山名正晃委員長 ということで、予算調書の120ページですね。

（「はい、120ページです」と呼ぶ者あり）

○山名正晃委員長 第3款民生費、第1項社会福祉費、第6目老人福祉費、老人保護措置事業でよろしいですかね、はい。

長寿介護課長。

○岡本紀子長寿介護課長 柴田委員の御質問でございます。

老人福祉施設入所者措置費ということですが、今、実績としましては令和6年度で7名の方、令和7年度も今現在で7名の方が利用をされています。

以上でございます。

○山名正晃委員長 柴田委員。

○柴田 敏委員 この予算をしっかりと使ってということですかね。例えば、もっとたくさんの人が対応できるのか、この令和8年度にも出ている予算の中での対応だったのか。

要は、なかなか老人ホームに入れない人が多い中で、こういう措置で入れるというのはすごくいいと思うので、もっとそういう入れる方がいらっしゃるのか、たまたまその条件が合わなくて、この7人にとどまっているのであれば、それでもあれなんですけど、もっと入れる方がいらっしゃればとちょっと感じたので、その辺を少し教えてください。

○山名正晃委員長 長寿介護課長。

○岡本紀子長寿介護課長 柴田委員の再度の御質問でございます。

こちらの老人保護措置事業につきましては、養護老人ホームへの入所措置に係る方の経費になりますので、特別養護老人ホームとは少し対象が違っていることになっております。経済的に困窮されている方を養護老人ホームに入所措置で入られた方への経費というところでございますので、その対象者としては7名ということになっております。

市外の養護老人ホームに入所されてる方が7名です。

以上でございます。

○山名正晃委員長 柴田委員。

○柴田 敏委員 すみません、勉強不足でした。よく分かりました。ありがとうございます。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

山田委員。

○山田雅徳委員 予算書は同じですね、112から115ページで、予算調書が121ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、第6目老人福祉費の高齢者労働能力活用事業ですね。

総社市シルバー人材センターへの補助金についてなんですけども、毎年大体同様、同じぐらいの額の補助金だと思います。この補助金の使途、どのように使われているのかというのと、その積算根拠、何か要綱とかにのっとってやっているのかというのをちょっとお尋ねしたいと思います。

今、総社市シルバー人材センターのホームページを見て、収支予算書等々とも公開されているんですけども、何がどのように使われているのかというのは、ちょっとそこでは把握ができないものですから、お願いをいたします。

○山名正晃委員長 長寿介護課長。

○岡本紀子長寿介護課長 山田委員の御質問でございます。

総社市シルバー人材センターへの補助金でございますが、シルバー人材センターの運営に係る部分への補助金と予算調書にも記載しておりますが、高齢者活用現役世代雇用サポート事業というところとワンストップ相談窓口運営というところへの補助金でございます。

この補助金の額としては前年度と同様の額としておりますが、この額の参考にしているのは、国からのシルバー人材センターへの補助額というところも参考にしております、そこと同額という

形で補助を、市の補助と国の補助という形でさせていただいております。

以上でございます。

○山田雅徳委員 分かりました。オーケーです。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

村木委員。

○村木理英委員 調書90ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、市民後見推進事業、市民後見推進事業実施委託料なんですけども、この後見人制度のニーズというのは非常に年々上がってきていると思います。これ人数は、実際されているのかなと非常に不安なところなんですけども、現在の市民後見人の登録人数はいかがですか。

○山名正晃委員長 長寿介護課長。

○岡本紀子長寿介護課長 村木委員の御質問でございますが、現在の登録者数が、令和7年度の今の現在の数字ですが、登録者が25名でございます。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 それで、登録としては25人で十分足りているというふうにお考えになっているのかどうか。

○山名正晃委員長 長寿介護課長。

○岡本紀子長寿介護課長 村木委員の再度の御質問でございます。

市民後見人の現在の数としましては、まだ養成は必要というふうに考えておりますので、令和8年度におきましても推進業務の委託料ということで計上させていただいております。

年々、判断能力の低下してくる高齢者の方も増えておりますし、市民後見制度の活用に必要な方というのも増えていっていらっしゃると思います。専門職の方だけでは賄い切れないというところもありますので、市民後見人をさらに養成して、その方と専門職の方で併せて後見を行っていただくというところで、市民後見人はまだ育成、養成をしていくというところは必要であると考えております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 今、登録されている後見人の方のいわゆるスキルアップと同時に人数を増やしていくという両方の対策が必要かと思えますけど、具体的に何か考えられていることがありますか。

○山名正晃委員長 長寿介護課長。

○岡本紀子長寿介護課長 再度の御質問でございますが、具体的にというところもスキルアップを図るというところも必要ですが、権利擁護センターとも連携して、後見人のスキルアップも含めて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

柴田委員。

○柴田 敏委員 予算調書のほうで123ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、第6目老人福祉費、給食サービス事業についてお聞きます。

1食250円掛ける食事の数、あと山間地域の350円掛ける40食という数字が出ていますが、この金額で委託されている業者というか、運営しているところは賄えているのかどうか、物価高騰の中で今後このお金が値上がりするのか、上がったとしても市が負担していくのか、その辺をお聞きしたいのと、もう一つ併せて山間地域加算というのは、どういった違いがあるのか、教えてください。

○山名正晃委員長 長寿介護課長。

○岡本紀子長寿介護課長 柴田委員の御質問でございます。

こちらの高齢者給食サービス事業の運営委託料につきましては、お弁当の製造と配達の委託部分につきまして、1食当たり250円という委託料をお支払いしていますので、それと別に配達を希望される御本人からお弁当代というものは徴収をされているという状況で、市からの委託としては、配達、安否確認というところのお願いで、この金額を計上しているところです。

山間地域として加算をしておりますのが、秦の大野地区でありましたり、久代の田広木地区でありましたり、中尾、下倉、種井のうちというところで、やはり山間部の車での行き来が困難な地域については加算というところで、250円のところを350円というふうに委託をしているところでございます。

以上です。

○山名正晃委員長 柴田委員。

○柴田 敏委員 あと、その委託会社としては、この委託料、あと本人というか、お年寄りの方からはお金は取っていないということで、委託会社としてはこの委託料だけで賄えているか、経営がいつているのかというのも教えていただけますか。

○山名正晃委員長 長寿介護課長。

○岡本紀子長寿介護課長 柴田委員の再度の御質問でございますが、利用者からお弁当代は頂いています、お弁当会社の方は。それはお弁当の内容によって金額がまちまちありますけれども、それに上乗せのような形で、市からの配達委託料として250円なり350円なりをお支払いしているということでございます。

(「経営的には」と呼ぶ者あり)

○岡本紀子長寿介護課長(続) 経営的には、その業者によっては昨今の物価高騰でというところでお弁当の値上がりというところもお聞きしておりますので、そこにつきましてはその都度、市でも把握しまして、利用者の方とお弁当会社の方とも直接利用者の方ともやり取りをされています。値上がりというところもございます。

○山名正晃委員長 柴田委員。

○柴田 敏委員 やれているということですが、業者としてもお年寄りからたくさんお金を

取るわけにもいかないので、ぎりぎりで行っている状況もあるかとは思いますが、その辺はしっかり協議をしていただいて、可能であればもう少し業者のほうに委託料を増やして、業者の人もいい仕事ができるようにしていただければと思いますので、その辺はお願いします。

○山名正晃委員長 長寿介護課長。

○岡本紀子長寿介護課長 柴田委員の御質問、ありがとうございます。

委託料の金額も含め、利用者にとってやはり一番いい、必要とされているところに届くような事業にというところは、委託先の事業所とも相談しながら進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

村木委員。

○村木理英委員 調書の136ページ、第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、都市児童健全育成事業、委託料、令和7年度当初に長期休業中のみ開設するクラブに対する運営補助金325万円が計上されて、今回されておられませんが、そういった設置は不要になつとることでしょうか。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 村木委員の御質問にお答えいたします。

長期休業中の放課後児童クラブにつきましては、総社市放課後児童クラブ連絡協議会のほうで運営をしておりました。これが令和7年度末をもって解散をいたします。このことに伴い、市から事業として連絡協議会のほうにお願いしていた長期休業中の放課後児童クラブというのはなくなりました。

ただし、そのなくなった代わりといいますか、なくなるに当たって、各クラブに長期休業日だけ受入れをして、各クラブ単体として、地域や長期休業の受入れで支援単位を一つ増加するというような取組をできないかということをお打診をいたしまして、今、一つ、1事業所のほうから長期休業日のみの運営というものをさせていただけるという形になっております。そちらのクラブのほうになりまして、この市単独予算でありました325万円はなくなり、今度は長期休業日だけの各クラブの運営になりますので、予算上は362万円ほどかかるんですが、そのうち交付金がもらえるようになって、市単独予算はその3分の1となる予定でございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 確認ですが、結局内容的には変わっていないということでよろしいんですか。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 村木委員の再度の御質問にお答えいたします。

長期休業中の受入れの体制があるという状況は変わってはおりません。

以上でございます。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

山田委員。

○山田雅徳委員 少し飛びます。調書166ページ、予算書が125ページですかね。第3款民生費、第3項生活保護費、第1目生活保護総務費、生活保護費等追加給付事業（最高裁関連）ということで、先ほど提案のところでも少し説明をいただいたんですけども、目的として平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決に伴う追加支給ということなんですけど、すみません、報道でもあったかもしれないんですけど、ちょっと一度ここを、もう一度分かりやすく解説をしていただいてよろしいでしょうか。

○山名正晃委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 こちらの裁判ですけれども、国が平成25年から平成27年にかけて、生活保護の生活基準の引下げがございました。この引下げは、物価の下落に基づいて引下げをされたものでございまして、全国的に原告団が立ち上がって、この令和7年に大阪、名古屋市で最高裁でこの引下げは違法であるという判決が出たものでございます。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 ということは、平成25年から平成27年のものに関してということで、その最高裁のあったというような認識なんですけども、今回のものは、その平成25年から平成27年の分の引き下げてしまった部分を追加で給付し直しますよというような認識でよろしいですか。まず、ちょっとここまで。

○山名正晃委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 引下げ自体は、3年間、3回に分けて引き下げられたんですけども、その当時の生活保護者の方、それから一旦、生活保護は卒業された方も今回の受給の対象になっておりますので、対象の時期に関しましては、平成30年9月末までの方が対象になります。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 ということは、今、平成30年9月末まで受給されてた方の中で、その平成25年、平成26年、平成27年の分ですかね、の引下げだったものというものが出てくると。

調書には、対象世帯が1,100世帯という見込みということで予算の計上はされていますけども、これ平成25年から平成27年なんで、もう10年ちょっと前の当時の方の話だと思うんですが、その方たちがどういう対象者であるとか、どこに住まわれているのかであるとか、御存命であるのかとかも全部含めて、それは把握をされてて支給をするという、そういった方針なんだと思いますが、これどのようにやっていくのかというのをちょっと教えてください。

○山名正晃委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 こちら対象世帯が1,100世帯というふうに見込んでおりますけれども、こちらは全国共通のシステムがございまして、市から出入りした方ですとか、亡くなった方ですとか、そういうのもシステムからの抽出で、今1,100世帯というふうに見込んでおります。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 分かりました。ということは、当時総社市にお住まいだった方の分を、例えば今は市外、県外に出られている方の分を総社市がやるとかという発想ではなくて、国からこうなつてますよと、例えば13年、10年ほど前は岡山市に住んでいらっしゃった方が、今現在、総社市にいらっしゃれば、今現在の居住というので分けてやっていくという認識でよろしいのでしょうか。

○山名正晃委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 今現在、総社におられない方には、また別の通知を出しまして、総社のほうに申請を出していただくようになります。今、継続でずっと総社市の受給者である方については、もうすぐにでもお支払いができるようにシステムのほうでできるんですけれども、一旦総社市から出られた方に関しては、一旦、申請書を総社市のほうへ出していただくようになります。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 分かりました。ということは、今ここであるその郵券料とかというのは、そういったことにも使いますよというような認識だということであります。

令和8年度予算なので4月からの話になると思うんですけども、いわゆるその対象者の方に関しては、どれぐらいのタイミングで支給というか、追加を、これはめどがあるのでしょうか。

○山名正晃委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 徐々にというふうなことになります。補助金の支給決定が6月ぐらいの予定ですので、その準備が整い次第、申請書が届き次第、順次お支払いをしていくというふうに思っております。

以上です。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 先ほど山田委員が質疑をした調書166ページ、第3款民生費、第3項生活保護費、第1目生活保護総務費で、生活保護費等追加給付事業、新規ということで同じなんです。

ちょっと変なところが気になってすみません。今さっき、山田委員の質問の中で、引っ越した人、死亡した人が分かります、分かると言っただけで、変なことを言ってごめんなさい、死亡した人にその生活保護の受給権というのは、これ相続されるものではないと思うんですけども、そのあたり、その認識でいいですか。ちょっと亡くなった方がどうたらと言われたんですけど、これは相続されないものであったと思うんですけど、いかがでしょう。

○山名正晃委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 萱野委員のおっしゃるとおりで、今回の支給には亡くなった方は対象にはなっておりません。

○山名正晃委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 分かりました。亡くなった方が分かるということだけで。

それで今回、国庫支出金で5,600幾らと一般財源1,770万円、これ大体、国庫支出金で生活保護費というは国が4分の3、そして地方自治体、我々が4分の1出しますよということで、大体この数字は4分の3、4分の1になって当てはまってはいるんですけども、これ、当時の2013年の物価による引下げによって、国の、この遡及するというのは、そもそもこういうふうな失敗したときなんですよ。それを最高裁が認めたということで。これもう総社市にとって、この一般財源で1,770万円という数字がちょっとどういうふうに認識をされているのか、これどういうふうに思っているのか。国の政策の失敗で、最高裁が駄目だったよと言って遡及せざるを得ない中で、うちからも1,770万円、これ出ているんですけど、これらの認識というのをどのように当局が思われているかだけお尋ねいたします。

○山名正晃委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 萱野委員おっしゃるとおり、これは国の決断なので、もう制度上どうしてもやはり市のほうも4分の1は払わざるを得ないというところがございますが、扶助費以外の事務費に関しましては、10分の10、国が持っていただけるようになっております。

○山名正晃委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 この生活保護費1,770万円、総社市が負担しますよということで、4分の1ね。しかしながら、これ実は地方交付税に算入されていると思うんですよ。それがきちっと、違ったらごめんなさいね、上司の部長もうんうんって言ってますけど、たしかこれ地方交付税でこの1,770万円部分は補填されているはずなんですけれども、そういった認識はやっぱり持たれているのか、持たれていないのか。やっぱり総社市の負担だよというふうに思っているのか。地方交付税そのものが井勘定で来ているところがあって、そこに本当に来ているのかどうなのかという認識は、どう思われているのかというところがあるんですけど、今回1,770万円、地方交付税で算入されているはずだとは思いますが、そういう認識は持たれてないから今の答弁が出たんでしょうか。

○山名正晃委員長 保健福祉部長。

○横田優子保健福祉部長 地方交付税につきましては、あくまでも国から配分される交付金の額の算定に用いられるものでありまして、生活保護費に関しては、この直接の補助金4分の3というものが生活保護費に対する補助というふうなものでございますので、今回の最高裁の判決に伴う扶助費の支給の一般財源分をどう認識するかと言われましたときには、それはもう遡及して、そのときに正当である保護費を払うというものであるもので、当然市町村の負担も生じるものと理解はいたしております。

以上です。

○山名正晃委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 これは地方交付税の算定基準に入っているのか、入っていないのかをお尋ねいたします。入っていない。

○山名正晃委員長 保健福祉部長。

○横田優子保健福祉部長 交付税の算定の項目にはございます、生活保護者の人数というのが。

○山名正晃委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 そうなんですね、入っているんで。実際、入っているけれども、入ってたら総社市の負担はゼロなんだということなんですよ。でも、これ昔のもので、これしてくれているかどうか分からないけれども、この昔の平成25年から平成27年分のここの減額部分のは多分されていないんですよ。当時、それが正当だと思っているから、国はね。地方交付税の算定に入れてもらえてないんですよ。これは今後、入れてくれるんでしょうか。それすらも実は分からない部分が、地方交付税の中で分からない部分があるんでしょうけど、これ入れてもらえるんでしょうか。4分の3は追加で出してくれましたね。でも、その地方交付税の算定基準の中に、ここの国がミスした部分を入れてくれるのか、くれないか、それはどういうふうに思われている。入れてくれるかどうか、これも分かりづらいんですけど。入れてくれないと嫌じゃないですか、そもそも。嫌というか、国のミスなので。そこらの認識はどういうふうに思われているのかをお尋ねいたします。

○山名正晃委員長 財政課長。

○岡 真里財政課長 地方交付税の算定につきましては、こちらのほうが地方交付税の法律の改正を考えているというのは国から通知は来ておりますが、あくまでも基準財政需要額に対応するだけなので、この額が丸々もらえとか、そういうものではないと認識しております。

○山名正晃委員長 では、他に質疑はございませんか。衛生費まで。

村木委員。

○村木理英委員 調書144ページ、第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、特例保育施設助成事業、特例保育施設補助金、これ認可外保育施設なんですけども、補助金、取りあえず今通園されている方は何人かって分かりますか。

○山名正晃委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 失礼いたします。村木委員の御質問にお答えしたいと思います。

認可外保育施設ですけれども、市のほうで入所の調整等を行っておりませんので、随時な数字は今把握はできておりませんけれども、9月1日現在では、市内107名の方が通園しておられました。

以上でございます。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 令和9年から新設の保育所が整備される予定というふうに聞いておりますが、その際に認可外保育施設は子どもの入所が厳しくなって、経営が厳しくなると思うんですけども、そういうことが想定されるんですけども、開設等の施設整備、新たな開設へインセンティブを与えるというのは、非常に無責任なんじゃないかと思うんですけど、その辺のことの検討はされていますか、どうでしょうか。

○山名正晃委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 村木委員の再度の御質問にお答えしたいと思います。

認可の保育所90人定員が令和9年に開園いたします。それに伴いまして、確かにこちらの認可外保育施設の継続のほうも、確かに受入れのほうも若干少なくなる可能性もあるかと思います。ただ、今現在、うちのほうで助成をさせていただいている中で、認可外保育施設の保育環境の改善、また保育士の確保、保育の質の向上、こういったものを目的とさせていただきまして、認可外保育施設に対しても助成をさせていただいているところでございます。それに伴いまして、施設の改修であったり、定員増による、どこか新築、移転されると、そういったことも想定はされておりますが、今後、認可保育所、そういったところとの受入れとの、待機児童の数も含めまして検討はしていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 認可外保育施設、非常に頑張っておられまして、利用者の方に対する信用とか信頼というのは非常に厚いものがあります。しかしながら、やはり認定の保育園ができてしまうと、どうしてもそちらに流れてしまうという可能性があるわけです。ですから、その開設のときのインセンティブをつけるということは、先々その認可外保育施設に対するいろんな負担をかける、経営が厳しくなってしまう可能性が十分考えられるので、その辺は十分当局としても認知をしていただきたいと思います。何か答弁があればお願いします。

○山名正晃委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 村木委員の再度の御質問ですけれども、御指摘どうもありがとうございます。

各認可外保育施設等につきましては、連絡の調整会議等も定期的にさせていただいておりますので、そのあたりも踏まえまして今後の将来性、そういったものを見込んで会議のほうで共有、連携を取って進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 では、他に質疑はございませんか。

柴田委員。

○柴田 敏委員 すみません、予算調書のほうで132ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、第6目老人福祉費、高齢者補聴器助成事業についてお聞きます。

前回の一般質問でも少しお尋ねしたことではありますけれども、現段階でこの助成制度を申請された方、あと助成を受けられた方の数を教えてください。

○山名正晃委員長 長寿介護課長。

○岡本紀子長寿介護課長 柴田委員の御質問でございます。

今年度の申請件数ですが、2月までの件数であります、申請が20件ありまして、そのうち支給

まで済んでいるものが14件となっております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 柴田委員。

○柴田 敏委員 ありがとうございます。

それで、予算は昨年というか、今年度と同じ予算が組んでありますが、私も一般質問で少しお話ししたんですけれども、やっぱり補聴器を使いこなすまでの時間が必要とか指導が必要ということで、課題のところにその項目が書いてありますので、そういう意味ではいろいろ施策を考えていただいていると思うんですが、ここに書いてありますけれども、施策についてどんな取組をするか、あと市民に対して周知をしていただきたいというのもあるので、その辺を少しお聞かせください。

○山名正晃委員長 長寿介護課長。

○岡本紀子長寿介護課長 柴田委員の再度の御質問でございます。

補聴器の利用について、聞こえにくいところの広報というところにも力を入れていくというところでございますが、3月号の「広報そうじゃ」のほうにも聞こえにくいところを放置していませんかということで記事を掲載をしていただけてます。あとは、3月3日も耳の日でしたので、その日も市公式LINEでそういったところの広報をしているところです。地域に出向いての会議というのものがたくさんありますので、そういったところで耳の聞こえの問題と併せて補聴器の助成制度というのがありますということは今年度も周知を図ってきたところですし、来年度も続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 柴田委員。

○柴田 敏委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

村木委員。

○村木理英委員 調書158ページ、第3款民生費、第2項児童福祉費、第4目児童福祉施設費、乳児等通園支援事業、乳児通園支援事業委託料、委託先が3箇所というふうになっております。そこはどれくらい実施できるかですね。これ幼稚園での実施も検討というふうになっているんですけど、幼稚園の受入れというのは3歳以上で考えられておられるのかどうか伺います。

○山名正晃委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 村木委員の御質問にお答えしたいと思います。

このたび乳児等通園支援事業委託料で実施場所が3箇所とさせていただいておりますけれども、こちらにつきましては、今現在試行的に行っております認可外保育施設1箇所と、それと併せまして来年度からは認可の保育所を1箇所、また障がい児通所施設を1箇所、この計3箇所を考えております。公立の幼稚園につきましても実施のほうは検討させていただいておりますが、公立ですの

で委託料のほうは発生いたしませんので、こちらの委託料の計上のほうは一応施設は3箇所という形でさせていただいております。

幼稚園での実施ですけれども、幼稚園は通常3歳から5歳という形になっておりますが、こちらの誰でも通園制度はゼロ歳から2歳、満3歳までという形になっておりますので、そこでのある程度事前の受入れをさせていただいた上で、それで幼稚園につなげるというような一貫的なところも考えて幼稚園での実施も含めて検討はさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 幼稚園のお答えをいただきましたが、そのゼロ歳から3歳、幼稚園での対応はどなたがされるんですか。

○山名正晃委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 今現在、幼稚園での実施を行った場合に、そちらの対応のほうを予定しておりますのは、一応会計年度任用職員の支援員等もおられますので、そういった方々の支援もいただきながら、園全体で取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 園全体と言われましたが、やはり幼稚園というくくりの中で、ゼロ歳から3歳を担当するというのは、園自体非常に負担をかけると思うんですが、その辺の区分分けといいますか、そのあたりをどのようにされるか、今現在分かることがありますか。

○山名正晃委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 村木委員の再度の御質問にお答えしたいと思います。

幼稚園での実施ですので、保育所とは違いまして、先生方のそういった御対応も若干変わってくるかなと考えておるところでございますけれども、国のほうはゼロ歳から満3歳までが対象の受入れ園児とさせていただいているんですけれども、幼稚園での実施につきましては、そのゼロ歳からいくのかどうか、実際1歳から2歳までの受入れをしていく等で、そのあたり、年齢区分等も検討しながら、幼稚園に合った乳児等通園支援事業が実施のほうできますよう、これから検討のほうはしていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 これはもう十分に検討いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

柴田委員。

○柴田 敏委員 このエリアでは最後の質問です。

予算調書の140ページ、第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、私立保育所

等施設整備助成事業についてお聞きます。

令和9年に向けて、今保育所の準備がされているということですが、その進捗状況について教えてください。また、その保育所ができれば、どれだけの待機児童の解消になるのか、分かれば教えてください。

この間、保育所の開設とかの延期とかというのを少し聞きますので、そういう意味では予定されているときに保育所ができるような形で進めていっていただきたいということでお尋ねいたします。

○山名正晃委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 柴田委員の御質問にお答えしたいと思います。

こちらの保育所施設整備事業でございますけれども、一応今予定させていただいておりますのが2箇所ですね。今年度、新設保育所を公募させていただいた新設保育所、こちらが1箇所と、もう1箇所が現在もう保育所の運営のほうをさせていただいておりますひかり保育園、こちらの老朽化に伴う移転新築という形になっております。

こちらのほうの進捗ですが、来年度予算が議決のほういただきましたら、来年度から詳細設計、また入札に向けまして準備のほうを進めているところでございます。現段階では、用地買収であるとか造成等、そういったものを進めているところでございます。

こちら2園が開園という形になりましたら、新設保育所のほうは90人定員、またひかり保育園のほうは現在90人定員から110人の定員と、20人増員します。ですから、合わせますと110人の定員増ということで見込んでおりますので、こちらの増員に期待をさせていただきながら、待機児童の解消に向けましてこちらも効果があるかと考えておるところでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

皆さんよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 では、ないようでありますので、この際しばらく休憩いたします。約10分間。

休憩 午後2時34分

再開 午後2時43分

○山名正晃委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第10款教育費のうち、第1項教育総務費から第4項幼稚園費までの審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 それでは、第10款教育費のうち、第1項教育総務費から第4項幼稚園費までにつきまして御説明をいたします。

予算書178、179ページを御覧ください。

第1項教育総務費、第1目教育委員会費296万8,000円につきましては、教育委員会に要する経費で、教育長を除く委員4人の報酬が主なものでございます。

同項、第2目事務局費2億5,893万3,000円につきましては、教育委員会事務局に要する経費で、教育長及び職員23人分の人件費のほか、学校自由枠交付金などを計上いたしております。

同項、第3目教育振興費4億8,139万8,000円につきましては、ふれあい教室運営経費や特別支援教育、教科指導など学校力の向上を図るための教員加配事業、海外ホームステイ事業などに係る経費、また英語教育等推進事業に要する経費や情緒障がい通級指導教室を含む特別支援教育推進センター運営のための経費、義務教育学校における魅力ある学校づくりに関する経費などでございます。

このうち主なものですが、第1節報酬から、次の180、181ページの第8節旅費までは、特別支援教育講師や補助員、学校適応促進事業として実施しておりますふれあい教室指導員、カウンセラーなどの会計年度任用職員の報酬等、また市外で開催されます人権教育研究会などへの参加旅費や研修会の講師招聘旅費並びに海外ホームステイ引率者の特別旅費などでございます。第10節需用費は、英語教育等推進事業、通級指導教室推進事業に係る教材、その他消耗品や広報用の印刷物に要する経費などでございます。第11節役務費は、学校教職員の健康診断手数料などで、第12節委託料は、外国語指導助手を各学校、幼稚園へ派遣するための経費、義務教育学校へのスクールバス運行経費などでございます。第13節使用料及び賃借料は、ふるさと探訪学習のバス借上料や学校図書室の検索システムのリース料などでございます。第17節備品購入費は、浅野基金を活用した学校図書の整備経費などでございます。第18節負担金、補助及び交付金のうち、日本スポーツ振興センター負担金は、園児、児童生徒の事故に対して補償するもので、人材養成補助金は海外ホームステイに参加する中学生に対し補助するものでございます。

第2項小学校費、第1目学校管理費3億6,911万1,000円につきましては、小学校13校及び義務教育学校前期課程の校務や維持管理等に係る経費でございます。

このうち主なものですが、第1節報酬から、次の182、183ページの第8節旅費までは、学校図書館司書などの会計年度任用職員の報酬、業務員の人件費、学校医の報酬などでございます。第10節需用費は、学校に必要な校務用の消耗品のほか、燃料費、電気代、上下水道料などの光熱水費及び施設の修繕料でございます。第11節役務費は、学校で使用する電話代や児童の健康診断手数料などでございます。第12節委託料は、校務用サーバー、ネットワーク機器等の保守に係る委託料のほか、施設の維持管理等に要する委託料でございます。第13節使用料及び賃借料は、学校グループウェア等の賃貸借に係る経費で、第17節備品購入費は、机、椅子などの購入費でございます。

次に、同項、第2目教育振興費3億9,621万9,000円につきましては、学校教育を充実させるための経費を計上いたしております。

このうち主なものですが、第10節需用費は、デジタル指導書利用ライセンスの購入などでございます。次の184、185ページの第12節委託料は、GIGAスクールに係るクラウドサービス等の保守

委託料などがございます。第13節使用料及び賃借料は、陸上記録会等のバス借上料やＩＣＴ活用の事業推進に係るリース料などがございます。第17節備品購入費は、学校図書や教材用備品等の購入費のほか、ＧＩＧＡスクール児童用端末の更新に要する経費などがございます。第19節扶助費は、就学援助費が主なもので、学用品費、修学旅行費などを基準額以下の世帯に対して援助するものがございます。

次に、同項、第３目学校建設費2,018万円は、総社東小学校の普通教室の増築、外壁塗装等の長寿命化を行うための経費でございまして、第12節委託料は、増築等に向けた設計を行うためのものなどがございます。

続きまして、第３項中学校費、第１目学校管理費１億7,074万6,000円につきましては、中学校３校及び義務教育学校後期課程の校務や維持管理等に係る経費でございます。

このうち主なものですが、第１節報酬から第８節旅費までは、学校図書館司書などの会計年度任用職員の報酬、学校医の報酬などがございます。第10節需用費は、学校に必要な校務用の消耗品のほか、燃料費、電気代、上下水道料などの光熱水費及び施設の修繕料でございます。第11節役務費は、学校で使用する電話代や児童の健康診断手数料などがございます。第12節委託料は、校務用サーバー、ネットワーク機器等の保守に係る委託料のほか、施設の維持管理等に要する委託料でございます。次の186、187ページ、第13節使用料及び賃借料は、学校グループウェア等の賃貸借に係る経費でございます。第17節備品購入費は、机、椅子などの購入費でございます。

次に、同項、第２目教育振興費２億7,937万8,000円につきましては、中学校教育の充実及び中学校等の部活動の地域展開のための経費を計上いたしております。

このうち主なものですが、第１節報酬から第８節旅費までは、部活動指導員等に係る経費でございます。第12節委託料は、ＧＩＧＡスクールに係るクラウドサービス等の保守委託料及び地域部活動指導者育成研修の実施委託料などがございます。第13節使用料及び賃借料は、地域クラブ活動推進でのバス借上料、部活動で使用する北公園陸上競技場などの使用料とＩＣＴ活用の事業推進に係るリース料などがございます。第17節備品購入費は、学校図書や教材用備品、楽器の購入のほか、ＧＩＧＡスクール生徒用端末の更新に要する経費などがございます。第18節負担金、補助及び交付金は、中国大会あるいは全国大会派遣経費助成金で、市外で開催される各種大会に岡山県代表として参加する場合に助成するもの及び令和８年度に開催される全国中学校体育大会の開催地負担金などがございます。第19節扶助費は、就学援助費が主なものでございまして、学用品費や修学旅行費など、基準額以下の世帯に対して援助するものがございます。

続く188、189ページ、同項、第３目学校建設費３億1,060万円は、中学校体育館への空調設置を行うための経費でございまして、第12節委託料は、空調設置に向けた設計等の委託料などで、第13節工事請負費は、設置工事に要する経費でございます。

次の第４項幼稚園費、第１目幼稚園費８億1,754万7,000円につきましては、幼稚園15園の管理運営等に要する経費でございます。

このうち主なものですが、第1節報酬から第8節旅費までは、園長のほか、業務員、講師、教育支援員などの会計年度任用職員の報酬と、幼稚園の嘱託医の報酬及び幼稚園教諭57人分の人件費などでございます。第10節需用費は、園に必要な消耗品のほか、燃料費、電気代、上下水道料などの光熱水費及び施設の修繕料など、幼稚園の維持管理と預かり保育に要する経費でございます。第11節役務費は、電話代や郵券料、幼児の健康診断手数料などでございます。第12節委託料は、施設の維持管理等に要する委託料で、次の190、191ページ、第13節使用料及び賃借料は、コピー機等の賃貸借に係る経費でございます。第17節備品購入費は、机や椅子などの購入費でございます。第19節扶助費は、市外幼稚園及び山手認定こども園幼稚部への施設型給付費でございます。

幼稚園費までについては、以上でございます。

○山名正晃委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。質疑はありませんか。

山田委員。

○山田雅徳委員 すみません。調書の307ページで、予算書184、185ページ、第10款教育費、第2項小学校費の第3目学校建設費の小学校の施設整備事業の新規というところで、総社東小学校のこととありますが、目的、説明の中でも東小学校については、令和10年度から生徒の増加によって教室が不足するというところで、令和8年、令和9年で増築、外壁の改修もあるんですが、増築ということとあります。

まず、ちょっとお尋ねしたいのが、その総社東小学校、大変児童が増えているということとありますが、現状どれぐらい児童がいて、その見込みとしてどれぐらい増えるであろうという予測の下でこの工事をしようというふうにしているのかというのをまずお尋ねをいたします。

○山名正晃委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 山田委員の御質問にお答えいたします。

クラス数で報告させていただきますけれども、令和7年度、今年度学級数、1年生から6年生まで今12クラスでございます。来年度、令和8年度、令和9年度は、それぞれ1クラス増えまして、令和8年度、令和9年度は13クラスということになっております。1クラス分につきましては、今現在の校舎の中に何とかやりくりができていているという状況でございます。令和10年度は、もう1クラス増えまして全体で14クラス、令和11年度、令和12年度、令和13年度の推計では、さらにもう1クラス増えまして15クラスということになっております。令和10年度の14クラス、もう1クラス分ということになりますと、今現在の校舎では対応できないということとありますので、来年度設計をして、令和9年度に工事を行って、令和10年度に備えるということで増築のほうを考えているところでございます。

以上です。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 状況についてお答えをいただきました。

この増築についてなんですけど、私が子どもの頃とかは、いわゆるプレハブ教室みたいなことで、ずっとそこにあるのではなくて、多少ちょっと仮設みたいな意味合いがあったような感じだと思うんですけども、今回考えていらっしゃるのは、そういった仮設的な、何年かをしのぐというようなものなのか、それともこの先永続的にそこで学んでいただくというような形での本格的な増築ということを考えていらっしゃるのかというのをお尋ねいたします。

○山名正晃委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 山田委員の再度の御質問にお答えいたします。

今現在、こちらで考えておりますのは、仮設のプレハブのような校舎ではなくて、今既存の校舎を増築するという形で今考えております。

以上です。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 かなり本格的なものを考えられておられているということであります。

先日の一般質問とかでも、老朽化した学校を建て替え等々、その更新をどうするんだというような一般質問があったかと思いますが、増築するのはそれはそれでよしなんですが、その全体計画の中で建て替えであるとか、大型改修とかという、そういうことも見越していくと、将来的に例えば数年ぐらい後に全面改修しようかなというようなこととかも、もし計画の中でその長期計画であるのであれば、そのあたりも加味していただきたいなというふうに思うんですけども、今回、ちょっと本格的な増築をされるということは、これ言葉を変えれば、当分この当該学校についてはそういった予定はないですよというような受け止めでよろしいでしょうか。

○山名正晃委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 山田委員の御質問にお答えいたします。

総社東小学校につきましては、今現在、増築を考えておまして、今回併せて提案させていただいておりますのが、屋上防水とか外壁塗装といった長寿命化を今回提案させていただいております。今のところ、例えば東小学校で、じゃあ建て替えを将来的にというふうな予定は今現在持ち合わせておりませんので、なるべく長寿命化を行って、建物を長もちさせていこうというふうな考え方で今のところ思っております。

他の学校につきましても、今後計画立てて、同じような長寿命化できるところは長寿命化していくというふうな対応を取っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

村木委員。

○村木理英委員 調書が290ページですね。第10款教育費、第1項教育総務費、第3目教育振興費、学校力向上教員加配事業ですね。

これグッドスクールなんですよね。これは4人増えて14人になっていると。これ加配の基準がど

うなっているのかということと、加配することによってどのような効果があるのかを伺います。

小1 グッドスタート、すみません。

○山名正晃委員長 答弁願えますか。何か。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後3時2分

再開 午後3時2分

○山名正晃委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 村木委員の御質問にお答えいたします。

小1 グッドスタートは、小学校1年生の学級の児童数の人数が30名以上の学級があれば、そこにつくという配置基準になっております。

ですので、毎年、新1年生の学級数に合わせて、30名以上の学級がある学校に配置をするというふうな形になっております。令和8年度につきましては、令和7年度と比べまして、当初の予定で30人以上を超える学校数、学校が増える見込みでしたので、支援員14名で予算計上をしております。

ただ、この後、また人数の増減がありまして、現在のところでは、総社東小学校と清音小学校に小1 グッドスタート支援員がつくという形で、常盤小学校、総社小学校は、あと転入生が1名入ればつくという状況ということになっております。

以上でございます。

(「効果」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 効果につきましては、やはり小学校1年生で、学校での生活や生活リズムというものを支援をしていかなければいけないということが多々あります。特に人数が多いところでは、担任が1名だけで小学校の児童の全体を見て個別に支援をするという状況が難しい、なかなか手が回らないということで、人数が多い学校、児童数が多い学級には支援員をつけるという形を取っておりますので、非常に学校のリズムを整えて、子どもたちの学校生活のリズムをつくる上では重要だと考えております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 ありがとうございます。よく分かりました。

続いて、調書の293ページ、第10款教育費、第1項教育総務費、第3目教育振興費、不登校対策実践研究事業ですけども、登校支援員が1名増員になっていると。今の不登校の状況というのはどういうふうになっているのかということ、不登校の子どもたちへの登校支援は、学校以外の居場所、フリースクールなどの状況、これはどういうふうになっているか、お答えください。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 村木委員の御質問にお答えをいたします。

市内の不登校、またそれに加えて長期欠席、30日以上欠席が続く児童生徒というのは、増加をしております。これに伴いまして、各学校での登校支援員はもとより、各学校内での居場所という形で、別室のような支援をする形ですとか、もちろんフリースクール等との連携のほうも進めております。

登校支援員につきましては、これは県のほうの100%の事業で、来年度1名、こちらの配置が増というふうになる見込みでありまして、その人数で予算の計上をしております。

登校支援員は、小学校に配置するものですが、登校の場所へ行ったり、迎えに行ったりという形で、少しでも子どもが登校しやすい状況に、また学校へ来てから学校の中でも支援ができるような、登校時から特に午前中辺りの支援をするというような働きをしているところであります。

以上でございます。

○村山 俊学校教育課長 村木委員。

○村木理英委員 これは非常に私、大切な事業と考えております。ですから、しっかり予算をつけて丁寧に対応していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 ありがとうございます。

人材のほうを、各学校の課題をしっかりとこちらでも把握した上で適切に配置をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

小野副委員長。

○小野耕作委員 失礼いたします。予算調書の298ページ、第10款教育費、第1項教育総務費、第3目教育振興費、五つ星学園のことでございます。

これに新規事業としてスクールソーシャルワーカー1名というのが載っているんですが、これはどういったのを想定されとるのでしょうか、お願いいたします。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 小野副委員長の御質問にお答えをいたします。

こちらにありますスクールソーシャルワーカーですが、これは市費といたしまして、ソーシャルワーク、社会福祉士のような資格を持っている者を学校に配置をするということを考えております。

目的といたしましては、やはり昭和五つ星学園義務教育学校は学区が広いということもありまして、様々な学校の近辺だけではなく、遠方等いろいろなところから通ってきている児童生徒がおります。このようなところにアウトリーチ的に対応したりですとか、連携をしっかりと取っていき

いという思いで、こちらをベースとしてスクールソーシャルワーカーをつけて、学校と家庭との連携をしっかりと取っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○村山 俊学校教育課長 小野副委員長。

○小野耕作委員 ありがとうございます。

現時点でこれから募集はかけるんですか、もう既に人材は確保できてますか。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 再度の御質問にお答えいたします。

採用見込みということで今のところ募集をしております、今のところ応募はありますが、まだ採用試験は行っておりませんので、今後の実施を予定しております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 小野副委員長。

○小野耕作委員 分かりました。

スクールソーシャルワーカーは、先ほど村木委員も不登校のことを質問されてましたが、この不登校対策にもやはりかなり有効なことだと思います。これを総社市が、岡山県内でもやっているところは少ないので、市費でソーシャルワーカーを入れるという、それを先進的にやるということは本当ありがたいことです、子どもたちにとっては。ですので、このまましっかり子どもたちに寄り添っていただきながら、できればもう中学校単位での導入というところまでかじを取っていただきたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 ありがとうございます。

まずは昭和五つ星学園義務教育学校に配置して、ぜひともノウハウですとか、連携というものを検証してまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

村木委員。

○村木理英委員 調書の297ページ、第10款教育費、第1項教育総務費、第3目教育振興費、義務教育学校経費、委託料、スクールバス運行等委託料なんですけども、ルートを見直す検討が必要であると調書に書かれております。これルートとか便数、今後どのような改善点があるのか。また、他の特区の学校でも駅からとか迎えに来てほしいとか、交通の便の確保というのが要望があると思いますけど、そのあたりはどうですか。

○山名正晃委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 村木委員の御質問にお答えいたします。

まず、今回、予算を上げておりますのは義務教育学校経費ということでございまして、旧維新小学校区から今の昭和五つ星学園までのスクールバスの運行ということでございます。

年度ごとに経路の見直しといたしますのは、基本的にはあまり変わることはないんですけれども、そのときそのときで児童といいますか、お子様の住む場所が変わったりしますので、それに合ったような形で、乗降所を機動的にといたしますか、臨機応変に変えていくというふうなことが主なものでございます。当然、安全面には十分考慮いたしまして、今現在も運行しているところでございます。

それからもう一つ、ほかの教育特区でありますとか、そういったところへのスクールバスでございますけれども、こちらにつきましては、ちょっと今のところ具体的な計画というものは持っておりません。

以上です。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 これ以上は言いませんけれども、教育特区という性質上、広範囲から生徒が集まるという可能性がありながら、交通の便でなかなか生かされてないという場合もあるでしょうから、十分検討していただきたいと思います。

○山名正晃委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 村木委員の再度の御質問にお答えいたします。

そちらにつきましても、小規模な学校も含めて今後どうしたらいいのかというのは、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

小野副委員長。

○小野耕作委員 失礼いたします。予算調書の314ページ、第10款教育費、第3項中学校費、第2目教育振興費、中学校の部活動の地域展開のことでございます。

こちらは、新規といたしまして、部活動改革コーディネーターというのが1名、予算がついているんですが、これはどういったのを想定して上げられてますでしょうか。

○山名正晃委員長 部活動改革推進室長。

○矢吹慎一部活動改革推進室長 小野委員から部活動改革コーディネーターについて御質問をいただきました。

こちらの部活動改革コーディネーターにつきましては、部活動の改革、地域展開を横断的に支援する専門職と考えております。

具体的には、学校、自治体、地域を結ぶ窓口、調整推進役として活躍していただくとともに、教員や部活動指導者、保護者、地域の方々等との連携、行政も含めての連携調整役を担っていただくことを考えております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 小野副委員長。

○小野耕作委員 ありがとうございます。

これ今聞くと、かなり重要な仕事じゃないかなと思いますが、ある程度この人に頼むとかという感じで、もう絞られていますでしょうか。

○山名正晃委員長 部活動改革推進室長。

○矢吹慎一部活動改革推進室長 まだ検討段階ではございますが、それなりな方は、ちょっと目星はつけさせていただいて、今後お願いをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 小野副委員長。

○小野耕作委員 分かりました。もう本当、この方の仕事の進み具合で、この中学校の部活の地域展開というのは、かなり大きな局面を迎えてくるのではないかなと思いますので、人材の選定については慎重にお願いしたいと思います。

○山名正晃委員長 部活動改革推進室長。

○矢吹慎一部活動改革推進室長 小野委員から再度いただきまして、十分、人材につきまして、いい人材を充てさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

山田委員。

○山田雅徳委員 調書301ページで、予算書が178、181ページ、第10款教育費、第1項教育総務費、第3目教育振興費、人材育成山本あすなろ基金奨学金であります。

これについては、目的にも書いていますけども、大学進学を目指す高校生で、経済的な理由で困難な学生を対象に奨学金を支給するということであります。

1人当たりたしか90万円、採用予定人数、年3人だったと思いますが、今回1人分というのを予算計上されております。これ既に募集があった話で、この4月1日からということになると思うんですけども、まずこれ、どういった方か、ここで予算で今上げられているので、そういった対象者の方が4月1日からの分、1人決まったという認識でよろしいでしょうか。

○山名正晃委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 山田委員の御質問にお答えいたします。

この人材育成山本あすなろ基金でございますけれども、去年の10月それから11月、2箇月間にわたりまして奨学生の募集をしたところでございます。

要件は、先ほど山田委員もおっしゃられましたけれども、経済的な理由で大学の進学が困難な方ということでございまして、これは寄附者の方の強い御意向もあったんですけども、経済的に困難な家庭、それから独り親家庭というふうな、まず二つの大きな条件といいますか、そういった世帯のお子様に奨学金を支給してほしいということでございまして、昨年この2箇月間で募集をかけましたけれども、応募が1人で、実際奨学生となったのが1人と、奨学生の内定ということでござ

いますけれども、1人ということでございました。

ちょっとこれは何年か様子を見てみないといけないかなと思うんですけれども、あまり応募者数が少ないようであれば、要件を見直すということも考えていかなければいけないのかもしれませんが、まずは寄附者の御意向に沿った形でしばらく運営したいというふうに考えております。想定は3人でしたけれども、実際には内定をしたのが1人という状況でございます。

以上です。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 これは周知方法というのは、どういった形で周知をされたんでしょうか。

○山名正晃委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 市の広報紙、それから市のホームページ。といいますのは、条件として市内在住の方ということがございます。それから、市内にあります県立の高等学校、総社高校、総社南高校には、こういった制度ができましたということで御案内をしております。来年度以降、もう少し市外の学校も含めて、広報のほうを努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 ぜひとも本当に困っている生徒の未来のために、この基金をしっかりと役立てていただきたいと思いますが。

確認なんですけども、これ贈呈セレモニーとか何かはしないんですよね。特に経済的な理由で就学が困難な学生を対象にとか、そういった若い世代、それなりに繊細だと思うんですけど、家庭環境とかが大きく関わってくると思うので、そういった人に対して大々的にセレモニーで、例えば「広報そうじゃ」に載せるとか、総社市のSNSに載せるとかということは絶対にしないでいただきたいと思うんですけども、そういったことに対してはどうでしょうか。

○山名正晃委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 山田委員からの御質問でございます。

こちら個人情報、大変センシティブな内容でもございますので、一切考えておりません。

以上です。

○山名正晃委員長 小野副委員長。

○小野耕作委員 すみません。先ほどちょっと中学校の地域展開のやつで、一つ聞き忘れたので、よろしいですか。

調書の314ページでございます。この一番下の課題のところ、引率可能な指導者確保と認定地域クラブ化への体制整備というものがあるんですが、この認定地域クラブというのはどういったのを想定してますでしょうか。

○山名正晃委員長 部活動改革推進室長。

○矢吹慎一部活動改革推進室長 小野委員から御質問いただきました、この認定地域クラブにつき

ましては、令和8年度から国のガイドラインにより設立されることになった、地域クラブを認定クラブ化するというもので、この認定地域クラブにつきましては、公的な補助や指導者の派遣というものが受けられるというものでございまして、総社市の地域クラブにつきましては、ただし書で、自治体が運営する地域クラブにつきましては、もう認定されたものとみなすとされておりますので、今現在もやってます総社市の地域展開におきましては、もう認定地域クラブ化として認められたものとして、令和8年度以降、推進してまいりたいと思います。

以上でございます。

○山名正晃委員長 小野副委員長。

○小野耕作委員 自治体が運営するものは認められるということなのですが、これ多分民間も参入してくることとなってくると思います。その中で、今、僕の聞くとところによると、総社市内の子どもに限るというふうになっているんですか、どうですか。

○山名正晃委員長 部活動改革推進室長。

○矢吹慎一部活動改革推進室長 小野委員の再度の質問でございます。

総社市の中学校等に通う中学生というふうな規定をしております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 小野副委員長。

○小野耕作委員 そうですね。総社市内の学校に通う子どもたちということなのですが、中学校の給食費無償化のときもそうだったんですが、総社市内から市外に通っている中学生の子は対象じゃないよという不公平感がかなり僕もやっぱりいろんな保護者の方から言われました。今回、この中学校の部活動の地域展開に関して、子どもはやはり僕は平等でないといけないと思うんですよ。地域がどこであれ、総社市内のクラブで活動するのであれば、僕はちゃんと支援をしていくべきだと思うので、そのくくりをちょっといま一度、考えていただきたい。子どもは平等という観点から。

○山名正晃委員長 部活動改革推進室長。

○矢吹慎一部活動改革推進室長 小野委員より再度の御質問がありました。

市外の中学校等に通う中学生が総社市のクラブで活動する場合ということかと思います。その場合は他市との連携というのが、関係自治体との連携や、例えば県立学校であるとか、そういうところの学校の地域展開の動向も見ながらということになりますが、今後、広域化につきましては、近隣他市とも協議して、どういうことができるかというのを検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 小野副委員長。

○小野耕作委員 分かりました。他市の状況を見ながらということなのですが、もうこれは民間の力も借りてやらないと、僕はこれ達成できないと思います。なかなかハードルも高いことですので、ぜひ前向きに、他市と歩調を合わせながらとは思いますが、市長はこれをやるときにトップリーダーとしてやっていくみたいなことを大々的にやったじゃないですか。ですので、ぜひそうい

ったことも踏まえて考えていつていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山名正晃委員長 部活動改革推進室長。

○矢吹慎一部活動改革推進室長 小野委員からの再度の御質問でございますが、今後、他市との連携も視野に入れて検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

林委員。

○林 恭一郎委員 予算調書の314ページ、第10款教育費、第3項中学校費、それから第2目教育振興費のところちょっと教えていただきたいんですが、部活動指導員、これ14人、それから地域部活動指導員が10人、地域部活動支援員45人、それから学生アシスタント、これが10人います。これ役割が違うと思うんですけれども、それぞれの役割の違いを教えてください。

○山名正晃委員長 活動改革推進室長。

○矢吹慎一部活動改革推進室長 林委員から地域指導者の役割について御質問いただきました。

まず、部活動指導員につきましては、これは県の学校教育法の施行規則に記載された職でございます、今現在も県の3分の2の補助を受けて任用しておる職でございます。

以下、地域部活動指導員からは市で独自に設けておる職でございます、地域部活動指導員につきましては、市の独自の、外部指導者でございますが、会計年度任用職員として従事していただいているもので、主に学校のほうに入っていていただいて学校部活動の支援等をしていただいております。地域部活動支援員でございますが、こちらは有償アシスタントという立場で従事して、こちら学生アシスタントもそうでございますが、有償ボランティアとして従事していただいている職でございます、雇用という形が企業の方でできないような方々は有償ボランティアとして携わっていただくことから、こういうふうな有償ボランティアの職、支援員、アシスタントというものを設けている状況でございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 林委員。

○林 恭一郎委員 分かりました。ここで見ると、この報酬とか報償費。ごめんなさい、ありました。大丈夫です、すみません。

○山名正晃委員長 よろしいですか。

他に質疑の方は。

山田委員。

○山田雅徳委員 すみません、GIGAスクールのことをちょっとお尋ねしたいと思います。

調書が305ページで、予算書が185ページ、第10款教育費、第2項小学校費、第2目教育振興費と、もう中学校も併せてお尋ねしたいと思うので、調書が312ページ、予算書が187ページ、同じ第10款ですね。第3項中学校費、第2目教育振興費ということで、GIGAスクール、これは第2期

更新ということで、生徒用の端末の更新ということであります。かなりちょっと高額な予算になっていますので、これの執行までの概要をちょっと教えていただきたいと思います。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山田委員の御質問にお答えいたします。

G I G Aスクールの端末更新に当たりましては、県内の他自治体との共同調達という形を取っております。これは自治体によって年度が異なりますので、例えば前年度に令和7年度に共同調達をしたというような市町村もございます。総社市としましては、令和8年度にこの共同調達を行うという日程でございまして、今後、予定といたしましては、5月末頃にプロポーザルと、契約の業者が決定と、そして各共同調達の自治体が、詳細の仕様が少し異なるような場合もありますので、落札業者とやり取りをして、細かい仕様を決める。そして、契約を各自治体と落札業者と結んで、そこから配置というか導入という形の予定になっております。できるだけ早くとは思っておりますので、年度末ではなく、随時導入が配置できるものから更新で、今の機械と交換という形を取っていくというような日程で考えております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 流れについてはお答えいただきましたので、共同調達するということで、令和8年度に、5月末プロポーザルをかけて、それぞれの状況に応じて調達していくということであろうかと思います。

ちょっと確認をするんですけど、これ前回、今使っているものも同じような形でプロポーザルをかけてやったと思うんですけども、その状況によっては全く違うところで、例えばこういったものを全く違う機種とか、そういった形になるということでもいいんでしょうか。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山田委員の再度の御質問にお答えをいたします。

コンピューターの仕様を、こちらとしましてはどれぐらいの能力とか、外部の接続はどういうふうに整っているですか、カメラがついているとか、そういう仕様だけをお示しして、それに合ったものを、どこのメーカーかは分かりませんが、それをプロポーザルで示していただいて決定するという流れでございます。

子どもたちにとりましては、一応総社市としましては、OSは変えないという方針でいこうと思いますので、パソコンは変わりますが、ログインしたときの状況ですとか、クラウドサービスがベースとなるので、あくまで端末は変わるけど、サービス自体の中身は変わらないというふうな形を予定しております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 ちょっと心配していたのが、この間、G I G Aスクールが始まって、全国でい

んな端末の何か問題があったりとか、その補償の問題とか、いろいろあったと思うので、そのあたりは十分注意しながら進めていただければなというふうには思いますので、答弁結構ですので、よろしく願いいたします。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

柴田委員。

○柴田 敏委員 予算調書のほうで312ページ、第10款教育費、第3項中学校費、第2目教育振興費、中学校教育振興経費のところで伺います。

需用費のところで、フィルタリングソフトライセンス購入という項目がありますが、このフィルタリングソフトライセンス購入費は幾らぐらいなのかというのと、このライセンス購入によって、どのような目的で購入して、どういう成果を目指しているのか、教えてください。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 柴田委員の御質問にお答えいたします。

こちらのフィルタリングというのは、GIGAスクールの端末にかけるフィルタリングのものでして、こちらで有害なものですとか、ウイルスなんかを阻止をするためのフィルタリングサービスのライセンスということでございます。

中学校だけで予算のほうを見ますと、生徒2,020人プラス教員が200名ぐらいでおよそ140万円弱ぐらいのソフト代という形になっております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 柴田委員。

○柴田 敏委員 そういうウイルス対策みたいな形のフィルタリングソフトライセンスということで、私もちょっと勉強不足で。結構高額な金額にはなると思いますので、しっかりと対応していただきたいと思います。

以上です。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 予算調書の302ページですね。第10款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費、事業名が小学校一般経費ということで、その13番のところ、ちょっと小さいことを言うんで。

移動水泳教室に係るバス借り上げで、その下にも市営プールの使用料ということで、これ去年も出てました。これは北小のことですよね。北小学校のプールのことだと思うんですけど、これ今後、昨年、前文教福祉委員会でも、学校のプールについて取りまとめをして、そちらのほうへ提言をまとめたと思うんです。今回もこういった形で去年と同じ、出てて、答弁でしてもらえば、北小のことだとは思いますが、今後議会としての提言書も含めて、こういった体制でプールを維持管理していくのか。

今回もこれが決算が終わって、去年の、そして今回もこれが出るということは、このやり方が正

しいよと、今後北小学校のプールは改修しないよと、直さないよという認識なんだと思うんです。となれば、北小のプールをしないのであれば、あの施設をどうするんですかとか、そういったことも絡んでくるんですけど、そのプール、北小学校のプールはどうなるんですかということで、これも小学校の一般管理費のほうになるのかな、管理費か、小学校の管理経費のほうも、それをしないことで削減が出る。けれども、ここの数字が今後、北小以外でも増えてくると、プールを使わないよと、プールの維持管理はなくなるけど、こっちが増えてくるよと、こういう方式で今後やられていく、こうなるのかということをお尋ねします。取りあえず去年と今年上がってるんで、今年もそういう方向でやるんでしょうけど、プールの考え方についてちょっとお尋ねをいたします。

○山名正晃委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 萱野委員の御質問にお答えいたします。

学校プールでございますけれども、萱野委員おっしゃられましたとおり、今年度、北小学校で市営プールを使った授業ということを行っております。来年度なんですけれども、その北小学校に加えまして、もう1校、プールのろ過器が調子が悪いところがございますので、もう1校、行おうというふうに考えております。

議会のほうからは、もう全ての学校での大規模な修繕というのは慎重にというふうな御提言もいただいておりますし、代替施設については学校ごとで計画を立てなさいというふうな御提言もいただいております。そういった中で今後どうしていくかということを考えていけないといけない中で、来年度は北小ともう1校、2校で市営プールを活用するというところで、試行というあれではないんですけれども、まずその2校でやっていこうというふうに今のところ考えております。

ちょっと今後なんですけれども、当然、学校によっては、特に大規模校になりますと、生徒数、それから当然授業数も多くなりますので、自前のプールで、そこを改修せざるを得ないというふうなこともございますので、個別に考えていきたいと考えております。

それから、北小学校のプール、今後どうするかというお話もありましたけれども、取りあえず今後はもうプール授業はできませんけれども、今のまま、取りあえずはちょっと置いておくような形になろうかと思います。

以上です。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

林委員。

○林 恭一郎委員 予算調書の312ページ、第10款教育費、第3項中学校費、第2目教育振興費のところに、18番、部活動の中国大会、全国大会出場に伴う助成金とあるんですが、これもちょっと教えていただきたいんですが、毎年どのくらいの人数が中国大会とか全国大会に出場しているんでしょうか。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 林委員の御質問にお答えいたします。

こちらは各部活動が中国大会に出場したり、全国大会出場したときの旅費等の経費を一部助成するというものでございます。ですので、開催地がどこであるかや、また出場するチームがどれぐらいのどういう規模で出場するかによって執行というのはまちまちです。例えば部員が18人いるような部活動が北海道に行ったら、それなりに助成金がかかりますし、全国大会がたまたま隣の県であったりした場合は大幅に助成の金額が変わります。旅費の一部の負担をするというものですので、特に年によってどれぐらいという傾向というのは、ちょっと具体的にお示しできませんが、予算計上としましては、これまでの例年の執行の具合を見て、これぐらいあれば大丈夫だろうということで予算計上をしております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 林委員。

○林 恭一郎委員 分かりました。

それでは、この中国大会とか全国大会、総社から出場するというのは、総社にとっても、地元、大変喜ばしいことであります。この旅費の助成金はあるんですけども、例えば部活動をして、今年は何々高校の何々部が強い、強そうとか、将来性がありそうとか、何々中学校の誰々君がすごい全国に行けるんじゃないかというような、そういった特別な素質を持ったような子はいらっしゃるんですけど、そういった子どもたちを育てるような、そういった助成金というものもあるんですか。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 林委員の御質問にお答えします。

学校教育としましては、特にその優秀な成績を取れそうという者への助成というものは、教育としてはやってはおりません。

以上でございます。

○山名正晃委員長 林委員。

○林 恭一郎委員 教育ではやっていないけれども、教育じゃない部分でやるということはないんですか。

○山名正晃委員長 林委員、よろしいですか、林委員、どうぞ、発言。

○林 恭一郎委員 ちょっと変な聞き方だったんですけど、できるだけ総社の中学生なり、小学生なり、部活をしている子が全国で中国大会で活躍していただきたい、そう思います。そういったときに、やはり旅費だけの助成金ではなくて、特別に何かその子たちを強化するような、そういったものがあると、より総社のためにいいんじゃないかと思って、ちょっとこういう御質問をさせていただきました。できたらそういったものがあればいいなと思っております。

○山名正晃委員長 答弁いいですか。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 林委員の再度の御質問にお答えします。

強化という意味で、取れそうだという者や力量のある方への助成というものではありませんが、本年度の対象で、来年度に表彰を予定しておりますが、こども夢応援事業としまして、藤井秀昭氏の御遺族からの寄附金を原資とした子どもの夢を応援する事業というものを実施をいたしております。こちらは、小・中学生を対象に、スポーツや文化芸術において顕著な成績を収めた者や団体を表彰するものとして、そういった方々の強化や育成に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 林委員。

○林 恭一郎委員 分かりました。できれば助成金とかも出していただきたいんですけど、そういったものもあると一つの励みになって、そういった形でも頑張っていかれる子どももいらっしゃると思いますので、そういったものを利用してやっていただくのも非常にありがたいと思います。ありがとうございます。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

すみません、なければちょっと1点だけお願いします。

調書298ページ、第10款教育費、第1項教育総務費、第3目教育振興費、義務教育学校経費のことで、小野副委員長が言いましたスクールソーシャルワーカーの件なんですけども、先ほどの答弁の中だと、五つ星学園義務教育学校の中にいらっしゃるということで、またお話を聞いていると、対象がこの義務教育学校に通っている子どもたち、児童生徒が対象だというふうには聞こえたんですが、そういうふうな、もうそこに配置されている形でいくんでしょうか。それとも、そのスクールソーシャルワーカーには、例えばほかの阿曽のほうの小学校ですとか、ほかの総社西中学校ですとか、例えば総社中学校のほうの、そういったような案件というのも同じように相談に乗っていただける、もしくはつなげていただけるのか。言わば設置か派遣かというような、もしくは設置をしながらも、そういった相談も受けられるのかということ、ちょっとそこだけ確認させてください。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山名委員長の御質問にお答えいたします。

まだ予定の段階なんですけど、原則として昭和五つ星学園義務教育学校に配置をしているスクールソーシャルワーカーという形で考えてます。ただ、どれぐらいのニーズがあるのかというあたりはまだ未知数ですので、その義務教育学校だけで終結するのか、もしくはほかのところと連携するのかというのは、今後、運用状況を見ながら考えていきたいと思っておりますが、第一優先としては昭和五つ星学園義務教育学校がやはり広域の通学者がいるということでニーズが高いということで、そこを優先的には思っております。

他の小・中学校には、県の派遣のスクールソーシャルワーカーが配置をされておりますので、その実数等も考慮しながら、県の配置のスクールソーシャルワーカーの配置も考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 承知しました。ありがとうございます。

では、他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 ないようでありますので、この際しばらく休憩いたします。

休憩 午後 3 時50分

再開 午後 3 時59分

○山名正晃委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第10款教育費、第5項社会教育費及び第6項保健体育費並びに第12款公債費のうち、本分科会の担当する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

生涯学習課長。

○小原靖子生涯学習課長 社会教育費から御説明いたしますので、190、191ページを御覧ください。

第10款教育費、第5項社会教育費、第1目社会教育総務費1億5,576万7,000円は、社会教育事業として二十歳の集い、ふれあいウオークラリー、学びの教室などの事業実施に係る経費や社会教育施設の維持管理費などでございます。

主なものとしまして、第1節報酬から第4節共済費までは、一般職員15名のほか、社会教育指導員1名、社会教育委員10名の人件費でございます。第7節報償費は、二十歳の集いの開催に伴う二十歳の方々への記念品代や子ども教室のスタッフの謝礼、学びの教室の指導員謝礼などでございます。第12節委託料は、水辺の楽校及びきよね夢てらすの指定管理委託料が主なものでございます。

192、193ページを御覧ください。

第18節負担金、補助及び交付金は、サイエンスフェスティバル実行委員会負担金や婦人協議会など、社会教育団体に対する補助金等で、説明欄に記載のとおりでございます。

○山名正晃委員長 文化芸術課長。

○弓取佐知子文化芸術課長 続きまして、第2目文化振興費、第1節報酬から第4節共済費までは、吉備路文化館長及び会計年度任用職員に係る人件費でございます。第7節報償費につきましては、文学選奨やなんば・みちこ先生の顕彰事業として岡山県内小・中学生を対象とした詩の作品募集に係る審査員謝礼などでございます。第8節旅費につきましては、吉備路文化館長及び会計年度任用職員の通勤手当相当分等でございます。第10節需用費のうち主なものは、吉備路文化館及び雪舟生誕地公園の光熱水費等でございまして、第11節役務費及び第12節委託料は、施設の維持管理や運営に係る経費等でございます。

194ページ、195ページを御覧ください。

第18節負担金、補助及び交付金のうち主なものは、文化振興財団運営補助金や文化振興事業共催負担金などでございます。

第2目文化振興費につきましては、以上でございます。

○山名正晃委員長 生涯学習課長。

○小原靖子生涯学習課長 続きまして、第3目青少年育成センター費1,639万7,000円は、青少年育成センターの補導活動や相談事業に係る経費でございます。職員4名と補導員17名分の人件費や関係団体への負担金が主なもので、説明欄に記載のとおりでございます。

次に、第4目、196、197ページを御覧ください。

第4目視聴覚ライブラリー費3万円は、視聴覚教育を推進するための経費で、啓発用DVDの購入費でございます。

第5目教育集会所費は、中原会館及び長良文化センターの管理運営に係る経費で、館長と事務補助職員等の人件費、また各種講座の講師謝礼、施設の維持管理経費などで、説明欄に記載のとおりでございます。

第6目公民館費1億9,470万円は、中央公民館と5箇所の地区館、21の分館の管理運営に係る経費でございます。

第1節報酬から、198、199ページ、第4節共済費までは、一般職員6名及び公民館長、事務補助職員、運営審議会委員、分館運営委員に係る人件費でございます。第7節報償費は、各公民館で主催しております各種講座の講師謝礼、第12節委託料は、公民館の清掃、警備、機械器具の保守委託料などで、説明欄に記載のとおりでございます。第13節使用料及び賃借料は、総社分館の土地借上料が主なものでございます。第17節備品購入費は、会議机や椅子が主なものでございます。第18節負担金、補助及び交付金は、関係団体への負担金などで、説明欄に記載のとおりでございます。

第7目図書館費1億216万9,000円は、市立図書館の管理運営に係る経費で、第1節報酬から、200、201ページ、第4節共済費までは、一般職員5名、自動車文庫運転手、司書2名及び事務補助職員並びに図書館協議会委員10名の人件費でございます。第7節報償費は、絵本の読み聞かせ、各種講座等の講師謝礼、第10節需用費は、光熱水費や修繕料でございますが、修繕料の主なものは、電灯用変圧器の取替え修繕などでございます。第12節委託料は、図書館の清掃、警備、電算機器の保守委託料などで、説明欄に記載のとおりでございます。第13節使用料及び賃借料は、図書館システムの機器借上料やシステムサービス利用料でございます。第17節備品購入費は、図書購入費が主なものでございます。第18節負担金、補助及び交付金は、図書館協議会など関係団体への負担金でございます。

○山名正晃委員長 文化芸術課長。

○弓取佐知子文化芸術課長 続きまして、202ページ、203ページを御覧ください。

第8目文化センター費、第1節報酬から第8節旅費までは、総合文化センター館長及び一般職員の人件費等でございます。第10節需用費及び第11節役務費は、施設の維持管理に必要な経費で、修繕料のうち主なものは、市民会館サイドスピーカー取替え修繕等でございます。第12節委託料につきましては、施設の維持管理や運営に係る経費でございまして、第13節使用料及び賃借料につつま

しては、総合文化センター駐車場の土地借上料等でございます。

続きまして、206ページ、207ページを御覧ください。

第10目勤労青少年ホーム費、第1節報酬から第8節旅費までは、勤労青少年ホーム館長及び会計年度任用職員の人件費等でございます。第10節需用費から第13節使用料及び賃借料までは、施設の維持管理や運営に係る経費でございまして、修繕料のうち主なものは、談話室窓部分の雨漏り修繕でございます。第17節備品購入費につきましては、会議用長机購入経費でございます。

第5項社会教育費までにつきましては、以上でございます。

○山名正晃委員長 スポーツ振興課長。

○渡辺真之スポーツ振興課長 同じ予算書206、207ページでございます。

第6項保健体育費、第1目保健体育総務費3,780万9,000円につきましては、スポーツ振興全般に係る各種経費と人件費が主なものでございます。

第1節報酬から第4節共済費までにつきましては、一般職員、スポーツ推進委員の人件費でございます。

次の208、209ページを御覧ください。

第7節報償費は、国民スポーツ大会など全国大会等へ出場する選手への激励金が主なものでございます。第8節旅費は、中国地区スポーツ推進委員研修会参加の費用弁償でございます。第10節需用費は、市長杯中学校軟式野球大会の実施に係る消耗品や役員の昼食代が主なものでございます。第11節役務費は、スポーツ推進委員の活動に係る保険料、イベント参加者の保険料でございます。第12節委託料は、スポーツ教室、市民総合スポーツ祭、市長杯卓球大会のスポーツ振興事業に伴う委託料でございます。第18節負担金、補助及び交付金は、スポーツ振興に取り組むそれぞれの団体に対しまして、事業運営に係る経費や施設使用料などを補助するものでございます。

続きまして、同項第2目学校給食費9億1,670万円につきましては、市内の幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校の園児、児童生徒及び教職員など、約7,500人分の給食を提供するための管理運営経費でございます。

このうち主なものですが、第1節報酬から第8節旅費までは、一般職員の人件費、会計年度任用職員及び学校給食運営審議会委員の報酬などで、内訳は説明欄に記載のとおりでございます。第10節需用費は、食器用洗剤、薬品等の購入費、ボイラー用LPガス代、電気、水道代、幼稚園、小・中学校等の賄材料費が主なものでございます。第11節役務費は、便検査及びノロウイルス抗原検査に係る手数料が主なものでございます。第12節委託料は、次の210ページ、211ページまでに記載のとおり、建物清掃委託料、ごみ処理委託料、排水処理施設の保守点検委託料、給食搬送委託料及び給食補助業務の委託料が主なものでございます。第13節使用料及び賃借料及び第18節負担金、補助及び交付金は、説明欄に記載のとおりでございます。

続きまして、第3目体育施設費9億2,253万円につきましては、スポーツセンター等七つのスポーツ施設の維持管理に要する経費、きびじアリーナほか、空調設備設置工事に要する経費でござい

ます。第7節報償費は、スポーツ施設の指定管理者の公募選定委員会委員への報酬でございます。第10節需用費は、山手スポーツ広場テニスコートの照明のLED化の費用や老朽化している施設の修繕費用が主なものでございます。第11節役務費は、体育施設の予約システムの使用料や施設の法定点検に要する費用でございます。第12節委託料で工事監理委託料は、きびジアリーナほか空調設備設置工事の工事監理委託料、体育施設指定管理委託料は、令和4年度からスポーツセンター等の指定管理者となったファジアーノ岡山・NCPスポーツコンソーシアム総社と、きよね夢てらすへの委託料が主なものでございます。第13節使用料及び賃借料は、市主催事業による体育施設使用料が主なものでございます。第14節工事請負費は、きびジアリーナほか空調設備設置工事に要する費用でございます。

なお、現在の工事の進捗でございますが、現在、メインアリーナは床の復旧工事や配管工事を、サブアリーナと武道館は内部の壁工事に取りかかっているところでございます。4月からは輻射パネルやエアコンの室内機、室外機の取付けを行っていく予定でありまして、現在、工事の遅れはございません。

戻りまして、第15節原材料費及び第18節負担金、補助及び交付金につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。第17節備品購入費は、老朽化している備品の更新や草刈り機の購入が主なものでございます。第21節補償補填及び賠償金は、きびジアリーナほか空調設備設置工事に伴う休業補償でございます。

続きまして、214、215ページをお開きください。

第12款公債費、第1項公債費、第1目元金、第22節償還金利子及び割引料のうち、本分科会所管の部分は、上から二つ目の災害援護資金貸付金償還金で、市が被災者に災害援護資金を貸し付けるために県から借り受けた原資を県に償還するものでございます。

○山名正晃委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田委員。

○山田雅徳委員 調書325ページで、予算書193ページ、第10款教育費、第5項社会教育費、第1目社会教育総務費、水辺の楽校の維持管理事業、並びに326ページが調書、予算書は同じ193ページ、款項目は一緒です。きよね夢てらすの維持管理ということで、それぞれ水辺の楽校の指定管理料は令和6年、令和7年に比べて130万円ほど委託料が上がってます。きよね夢てらすの指定管理委託料も令和6年、令和7年に比べて令和8年は150万円ほど上がっています。これの主な理由というものをお教えてください。

○山名正晃委員長 生涯学習課長。

○小原靖子生涯学習課長 山田委員からの御質問にお答えいたします。

水辺の楽校及びきよね夢てらすの指定管理につきましては、5年間の債務負担行為を設けております。昨年の12月に債務負担の変更の補正予算を計上させていただきました。そちらの理由としま

しては、最低賃金が10月に大幅に上がったという通知があったことと、それから5年前の指定管理委託料の金額によって5年間続けてまいりましたけれども、5年前と比べると物価高もありまして、物価指数を勘案しながら、人件費につきましては最低賃金の上昇率などを勘案しながら検討いたしまして指定管理委託料を上げたものでございます。

以上です。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 最低賃金ということもありました。ということは、先の話をしては仕方ないんですけども、この委託料というのは、今後はこの金額で推移していくんだろうという基でよろしいんでしょうか、それとも今期限りのものもあるのかも含めてお願いします。

○山名正晃委員長 生涯学習課長。

○小原靖子生涯学習課長 指定管理委託料は、債務負担行為で5年間の限度額を定めておりますけれども、年度協定がございまして。年度年度で指定管理のその年間の契約金額のほうを定めております。条例の中でも、物価等急激な上昇等についてはその都度検討することというふうになっておりますので、今後、最低賃金の上昇であるとか、物価高の大きな変動がありましたら協議をしてまいりまして、金額のほうは検討していきたいと思っております。

以上です。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

山田委員。

○山田雅徳委員 調書331ページで、予算書は192から195ページということであります。

第10款教育費、第5項社会教育費、第2目文化振興費という中に新規ということで、なんば・みちこ顕彰事業詩作品募集に係る審査員謝礼、副賞代というものと、新規ということでなんば・みちこ顕彰事業詩作品集発行等ということであります。

これ、ほかの分、「総社市の文学」とかというのもあるので、ちょっとここの新規に係る金額だけ、ちょっと内訳はどれぐらいなものかというのを教えてください。

○山名正晃委員長 文化芸術課長。

○弓取佐知子文化芸術課長 山田委員の御質問にお答えをいたします。

なんば・みちこ顕彰事業詩作品募集に係る経費といたしましては、この事業といたしまして97万6,000円となっております。

内訳といたしましては、報償費が15万円、これは審査員謝礼が9万円、また副賞代といたしまして6万円を予定いたしております。消耗品費といたしましては20万円、印刷製本費といたしまして、こちらが作品集やポスター、チラシなど、44万1,000円、そして食糧費といたしまして2,000円、これは審査員の飲物代でございます。最後に、郵送料といたしまして18万3,000円、これは県内ということで、ポスターやチラシ等を送付するための経費として計上しております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 内訳についてお答えをいただきました。

これは今回限りのものなのか、今後ずっと続いていくものなのかというのを教えてください。

○山名正晃委員長 文化芸術課長。

○弓取佐知子文化芸術課長 山田委員の再度の御質問にお答えをいたします。

担当課としては今後も引き続き行っていかなさうなさいたい思いでございます。来年度行わせていただけるとしたら、その翌年度以降も続けられるように、しっかりと募集のPR等を頑張ってい、募集作品を集められるよう努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 今後も続けていきたい事業だということでお答えいただきました。

これ財源というのが一般財源、ここの調書のページはほとんどが一般財源なんですけども、このなんば・みちこ顕彰事業というものは、これからも市の予算でやっていきたいというおつもりなんではないか。

○山名正晃委員長 文化芸術課長。

○弓取佐知子文化芸術課長 今時点といたしましては、市のほうで行わせていただきたいと考えております。ただ、関係団体、例えば文化協会でありますとか、そういったところ等、御協力をいただきながら行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 また別の事業でしょうけども、例えば高木聖鶴書道展みたいな、似たような形、ジャンルはちょっと違いますが、あろうかと思いますが、ああいったものも、市の財源もあるのかもしれないんですけども、何かああいったものというのは基金があったような気がして、そういったものからも出しているんだというような感じだったと私は記憶をしていますが、まずそれがそうなのかどうなのかというのが1点と、もう1点は、じゃあ、このなんば・みちこ顕彰事業というものは、そういった基金等にはもう一切頼らずに、全て市の予算で賄っていこうというおつもりなのかというのを2点、お願いします。

○山名正晃委員長 文化芸術課長。

○弓取佐知子文化芸術課長 山田委員の再度の御質問にお答えをいたします。

高木聖鶴先生の児童生徒競書大会、こちらにつきましては、まず令和8年度におきましては基金を使用はしていません。ただ、そういった聖鶴先生、聖雨先生の基金もございますので、それはそのときの予算編成でどういうふうにするかということで検討させていただきたいと思っております。

次に、なんば・みちこ子先生の顕彰事業でございますが、来年度については一般財源を使ってお

りますけれど、その翌年以降、行わせていただけるなら、そういったところの基金、そういうところは十分に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。ございませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 調書の320ページ、第10款教育費、第5項社会教育費、第1目社会教育総務費、社会教育一般事務経費となっております。

その中で2点ほどで、ちょっと小さいんですけど、これ総社市PTA連合協議会補助金ということで、ここ会長もいるんですけど、何でこれを出しているんですか、この意義、これはもう例年ずっと昔から出しているから出しているんだよということじゃ駄目だと思うんですよ。出す意義があると思うんですよ。今、昨今、PTAがもう崩壊しつつあって、来年、もうどこかのPTAもなくなるとか言って、そしたらPTA会員もぐっと減るわけで、いやいや、総社市としては、総社市PTA連合協議会、それを構成している各小P連、小学校、中学校のPTA、総社中学校、総社南高校と総社高校も入ってますけれども、そのこの団体が総社市としてどういうふうな位置づけでおるかということを認識しているからこそ、ここへ補助金を打つ意義があるんですよ。昨今、今言うように、なくなる中で、小さな金額ですよ、4万3,000円とか。でも、やっぱりそのこの意義というのがやっぱり薄れてますし、学校として、保護者としては、もういいよいよ、なくてもって、面倒くさいことばかりあるからということなんですけども、ここに補助金を出す以上は、総社市としても必要なんだと、いてほしいんだという認識があるからこそ、少なからずここへ補助金を打っているんだと思うんですけれども、改めて総社市がこのPTAに対する意義をどのように持っているかということをまずお尋ねいたします。

○山名正晃委員長 生涯学習課長。

○小原靖子生涯学習課長 萱野委員からの御質問にお答えいたします。

市のPTA連合会協議会の補助金につきましては、年々会員も減ってきているのは存じております。位置づけにつきましてはですけども、PTAを組織として持ちたいという保護者がいらっしゃる限りは応援していきたいと思っております。

以上です。

○山名正晃委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 応援してくださってありがとうございます。私も保護者なんで、ありがとうございますと言いたいんですけども、だから総社市が応援する意義ですよ。いや、頑張っほしいんだって。いや、みんな頑張っほしいんですけども、今崩壊しつついる中で、なくちゃならない理由があるからこそ、ここへ補助金を打っているんだと思う。いや、ただ打っているだけで、なくてもいいんだというのであれば、そういう認識なんだと思う。どういうことを、今総社市はこの補助金を出すことによってPTAに求めているのかという、大きな大義が要ると思うんですよ。や

ってくれ、やってくれと言うんであれば。各PTAの中でも、いろんな総社市の委員会のメンバーも充て職で構成員としてなっていたりとか、それこそ総合計画の審議会のメンバーにもなっていたりとか、いろんなその立ち位置があって、なくてはならないという意義を示す必要があるんだと私は思っております。

○山名正晃委員長 生涯学習課長。

○小原靖子生涯学習課長 萱野委員からの御質問にお答えいたします。

PTAの意義、何をしてくださってるかというところですけども、PTAの代表の方につきましては、補導に一緒に行っていたりとか、卒業式にPTAとして代表として祝辞を述べていただいていたとか、子どもの応援メッセージを伝えていただいたりとか、そのような形で、見えにくいかもしれませんが、バックから支援をしていただいている団体だと思っております。ですから、市としてはPTAの存在はありがたいものと感じております。

以上です。

○山名正晃委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 分かりました。そういうことでした。

次が、その上の12節の委託料なんですけど、旧清音公民館空き地除草委託料ということで、あつこの空き地は、私も質問し、小野委員も林委員も、あつこをどうするんだという質問があって、これも今後、この空地除草委託料ということで今回も出して、これ例年出してます、あつこの草が生えるからということで。その前に、あつこへ何をするか、あつこへ生涯学習センターを建てるんだということで、当時、清音村が購入して、ほいでそれが塩漬けになっている。そして、基金ももうずっとほったらかしになって、新市まちづくり計画も終わりましたよね。終わりながらも、本年度の、ちょっと若干ずれる、生涯学習センターの基金も残ったまんまで、そこがはっきりしないまま、ずっとこれを出してこられるのか。今年も出してきているので、どういった思いや考えがあって、あつこを委託、草をやっているのかなと。今後も、いやいやいやいやと、大きな声がなかったりとか、議会からもなかったり、住民からなければ、そういう考え方の下であつこの除草をして、駐車場に使ってもらってという考えでずっと行くんでしょうか。

○山名正晃委員長 生涯学習課長。

○小原靖子生涯学習課長 跡地につきましては、今現在は学校の行事であるとか、駐車場であるとかに利用していただいているので、住民の方も多く利用していただいているということで、除草の委託料を上げて、毎年草刈りを行っていただいております。

今後につきましては、市全体のこともなってきますし、生涯学習センターのことを忘れているわけではございませんで、旧清音村のほうで審議会を立ち上げられて審議されて、どのような方向がいいかという審議もあった経緯もございますので、今後につきましては市全体で考えていく施設の計画にも係ってくると思うんですけども、今現在としましては駐車場として利用していくことが主なものになると思います。

以上です。

（「はい、オーケーです」と呼ぶ者あり）

○山名正晃委員長 では、他に質疑はありませんか。

村木委員。

○村木理英委員 調書333ページ、第10款教育費、第5項社会教育費、第2目文化振興費、雪舟生誕地公園の管理経費、これは来館者数はどうでしょうか。イベント実施委託料は、一体どういうイベントを実施されてますか。

○山名正晃委員長 文化芸術課長。

○弓取佐知子文化芸術課長 村木委員の御質問にお答えをいたします。

雪舟生誕地公園の来園者数でございますが、令和6年度で申し上げますと、約1万6,700人でございます。

また、イベントでございますが、令和8年度予定しているイベントにつきましては、親子で参加できる楽しめるイベント、そういったものを3回程度想定をしております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 調書に書いているように、これは雪舟の功績を伝えたいとか、雪舟について学ぶ場を提供するとともに、人々が集い、交流するとあるんですけど、どういう雪舟の功績を伝えるんですか。また、雪舟について何を学ぶんですか、お答えください。

○山名正晃委員長 文化芸術課長。

○弓取佐知子文化芸術課長 村木委員の再度の御質問にお答えをいたします。

イベント実施委託料といたしましては、先ほどの3回の予定をお伝えいたしましたが、その中で11月に行う雪舟生誕祭には、雪舟の顕彰を目的として、市内小学生から募集した夏休み子ども水墨画展の表彰式を同時に行っております。こちらにつきましては、市内の小学生を対象として夏休みに水墨画を募集し、その募集チラシには、雪舟の生涯やどのような人であったか、また功績等を記入し、雪舟生誕地公園のPRも併せて行い、市内全小学生に配布のほうをさせていただいております。

このほか、雪舟生誕地公園の貸出しのほうも私どものほうでしておりますが、小学校や幼稚園などの施設見学、また学区探検等で使用していただいております。その際には交流施設の展示や雪舟生誕碑、そういったもので雪舟の功績や生涯などを、希望により学芸員のほうが出向いて説明をするというようなこともしております。

また、今年度に入りまして、市内全ての小・中・幼、保育園、そういったところに、雪舟生誕地公園の案内を送付し、ぜひ利用していただきたい旨、また希望により職員が説明を行う旨をお伝えしているところでございます。今後も特にこれからを担う子どもたちに雪舟の功績や、こういった人であったか、そういったことをお伝えしていきたいと考えております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 御説明をいただきましたんですけど、申し訳ないです、私全然分かりません。全然伝わってきません。雪舟のどこの部分の功績がすばらしかったのか、雪舟という人は、どこを総社市民として尊敬すべきところなのか、そのもともとの根本的なスピリッツというか、そこがどうも伝わってこない。そういう魂が伝わって初めて、生誕地に行ってみようかなと思うんじゃないでしょうか。どうもそのストーリーが描けませんが、いかがでしょう。

○山名正晃委員長 文化芸術課長。

○弓取佐知子文化芸術課長 村木委員の再度の御質問にお答えをいたします。

雪舟は1420年、総社市の赤浜の地に生まれました。総社市に、私どものこの赤浜の地に雪舟の生誕を示すところがあるというのは非常に意義深いことだと思っております。宝福寺のほうで修行され、中国へ渡って数々の修行を行い、そして50歳で日本に戻った雪舟は、日本全国を旅しながら絵を描き続け、たくさんの名作が生まれました。現在6作品が国宝として指定されておりますが、その陶板画のほうも雪舟生誕地公園のほうには示されております。また、交流施設のほうには、分かりやすくパネルや展示等もしております、そういったことでこれからを担う子どもたち、特にそういったところで雪舟を学び、また思いをはせて、雪舟の生涯を子どもたちに伝えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 ちょっと長くなりますけど、1400年代の室町時代に雪舟は中国に行き勉強しているということですね。その当時、中国に行くということは、いかにリスクを背負っているかということですか。

ちょっと長くなりますけど、皆さん御存じかどうか分かりませんが、かつてハンドボールのジャパンのエース宮崎大輔が私を訪ねて総社市に来たんです。そのときに宮崎大輔に、雪舟を知っているかという話をしたんです。というのは、彼はそのとき、ヨーロッパのドイツのチームに入ろうかどうか、すごい悩んでいたんです。いろいろリスクがあると。海外に出向くこと、それは非常にプラスになるんだろうけど、非常に悩んでいるということ言われた。総社市には雪舟という人がいたんですと、もう室町時代にわざわざ中国まで、非常に悪天候があるでしょうけど、船に乗って中国へ行って、絵の勉強して、そして日本に帰って数々の名作を残した人がいるんだと、これどう思うって言ったときに、いや、すごいですねと、私分かりましたと、行ってきますということでヨーロッパへ行ったんですよ。いいですか、これは本当ですよ。聞いてみてください、宮崎大輔に、本当ですから。

それと、ちょっと長くなりますよ。日本、総社市、明治の画壇ですよ。皆さんよく御存じですけど、堀和平という方がいたと。堀和平の弟子は吉富朝次郎ですよ。吉富朝次郎は浅尾小学校で

す、当時ね。今の中央小学校の前身とも言われてますけども。そこへ京都美術学校から代用教諭で来るんですね。そのときに少年の満谷国四郎に会うんです。吉富朝次郎が、君は絵の才能があるから、総社には雪舟という偉大な画家がいて、彼はその当時、中国に行って勉強したんだよと、君も絵の才能があるんだから、ぜひヨーロッパへ行って絵の勉強をすべきだということを強く言われるんですね。それで、満谷は、大原奨学金の奨学生の第1号としてヨーロッパへ行って、その奨学生の第2号は児島虎次郎なんです。

ですから、少年たちとか、そういう子どもたちにとってすごい夢を与えるんですよ、これは。だけど、話を聞いた段階では、単に中国へ行きました、帰ってきましたみたいな、全然魂を感じないんですよ。総社市民で誇るべき画聖として尊敬をするのであれば、その功績を十分伝えて、後世に伝えていくというのが、あの公園でなされて初めてじゃないですか。いいですか。親子で触れ合う、それは結構ですけど、親に対して、こういう偉人が総社市にいたんですよと、今、総社市の子どもたちにそういう可能性は十分あるんですよということを十分伝える場だと思いますけども、全くそういう感じは受けれないというのは残念だと思うんですけど、いかがですか。もっとこういうことは、公園を造っているという、単にお金を使って、単に公園造りました、ああ、公園ができましたで、何か知らんけど、待ち合わせに使うのかどうか分かりませんが、トイレに使うのか分かりませんが、そういう形になってませんかということです。これもうちちょっと、ちょっと教育長、どうですか、このあたり。

○山名正晃委員長 教育長。

○久山延司教育長 非常に魂のあるお話をお聞かせいただきましてありがとうございます。

やっぱり雪舟はもちろんですけど、この総社市、またこれは600年、700年前のこういう偉人もそうですが、最近のオリンピックに出たとか、そういう郷土の誇るべき人材といえますか、人またその功績、そういうことはしっかり伝えていかないといけないと。いろんな場を通じてしっかり伝えていかないといけないというふうに思ってます。

特に雪舟については、その雪舟生誕地公園という、新たにそういうものを造って、そういうことを伝えるために市として造ったわけですから、しっかりと我々関係者は勉強して、思いも含めて、事実だけじゃなくて、思いも含めて魂ある話を伝えていきたいというふうに思います。

以上です。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 雪舟生誕地公園が総社市民にとって本当によかったなと、造ってよかったなというふうに言われるような公園にしていきたいと思います。

終わります。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

林委員。

○林 恭一郎委員 予算調書の356ページ、第10款教育費、第6項保健体育費、第2目学校給食

費、予算書の208ページから211ページです。

午前中もこの問題にちょっと触れさせていただいたんですけども、この給食の残量、これやっぱり問題だと思います。給食というのは、やっぱり健康とか、それから食育もありますし、それから無償化するということになると、税金の有効活用ということにもつながってきます。ここに。

○山名正晃委員長 林委員、私より申し上げます。

調書は358ページでよろしいですか。学校給食費のことなのですが。

358ページですね、はい。

○林 恭一郎委員（続） この目的のところに、幼児、児童生徒の健康の保持増進及び体位の向上を図り、安全・安心でおいしく栄養バランスを考慮した学校給食の提供や、給食を通して食生活の改善など食育を推進するとあります。課題のところにも、やはり安全でおいしい学校給食を提供していく必要があると、こうなってます。これは当然なんですけど、給食を作られる方も本当に児童のために栄養バランスを考えて作っていると思います。でも、実際に残量がたくさんあるということとを、もちろん把握なさっていると思いますけども、その原因ですとか、それからその対策ですね、こういったことも何か考えられているんでしょうか。

○山名正晃委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 林委員の御質問にお答えいたします。

残量につきましては、午前中もお答えいたしましたけれども、こちらとしても大変大きな課題ということで認識をしております。どうしてもお子さんの成長過程の中で、それぞれ体の大きさも違いますし、そういった中で基本的には同じ分量をついでいるということでございます。これは1人当たり、こういう栄養価で食べてくださいというふうな形で献立のほうを作っておりますので、あまりその食べれる子のほうに多めにとか、食べれない子に少なめにというふうなことは……。

すみません、残食についての御質問でございます。

午前中もお答えいたしましたけれども、大変重要な課題というふうに認識をしております。学校給食なんですけれども、基本的には同じ量ずつ入れると。それは栄養価も考えてということなんですけれども、どうしてもそういった中で残ってしまう、それから苦手な食材があったりするという現状があって、結果的に残食が一定程度出ているというふうなことだと思います。

午前中も申し上げましたけれども、各学校で残食ゼロに向けた取組ということは学校の中でもしていただいております。そういった中で、ただ、同じような形で推移しているということです。で、今後は、よりそれを推進していったって、もう少し子どもたちに分かりやすいような食育の授業をしたりですとか、そういったことで少しでも、全部無理やり食べさせるということは、今、学校ではしておりませんが、少しでも一口でも多く食べてもらうというふうな努力は必要かというふうに思っております。

それから、調理についてもなるべくあまり濃い味つけというのは、健康上といえますか、食育の観点からもちょっと難しい面はありますけれども、何とか調理のほうで工夫をして、うまみが出る

ようなものを使ったりですとか、そういったことで残食を減らしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○山名正晃委員長 林委員。

○林 恭一郎委員 ありがとうございます。もちろん栄養のバランスは考えられて作られていると思います。ただ、幾ら栄養のバランスのいい給食を作っても、食べないとなると、やっぱり完全にカロリーはそもそも不足するわけで、やはりちゃんときちんと食べていただけるような給食が望ましいんじゃないかと。

私、ちょっと調べてみたんですが、給食の配膳する量、量をちょっと少なめにして、少し余らせて、お代わりが欲しい人が食べるというような取組をしたところがあって、そこで残量はほぼなくなったという、こういった例もありました。それから、児童やそれから保護者、先生にアンケートを取って、どういった給食がいいかというアンケートを取って、それで成功したという事例もありました。ですから、そういったことで少しでも給食の残量が減るようなことを市として指導していくようなことが必要ではないかと思います。

本当に給食を作られている方は、生徒のお子さんのために一生懸命作られている。だから、生徒もそれを自分のために一生懸命作ってくださっているという感謝して、そして農家も野菜を育てて、それからお肉や魚などは命を奪っているわけですから、そういった感謝の気持ちを持つというような、そういった食育も当然大事になると思いますので、それを併せてこれからもしっかり取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○山名正晃委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 失礼いたしました。林委員の再度の御質問にお答えいたします。

もう本当に残食につきましては、今、委員からも御指摘がありましたように、いろんな取組をすることで減らすことができるというふうにも考えておりますので、今後引き続き残食が減るような形でいろいろと考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○山名正晃委員長 小野副委員長。

○小野耕作委員 同じ給食のことです。

残菜率、林委員が言われてましたけど、残菜率を減らすために、やはりおいしい学校給食というのは必要だと思うんですよ。僕、前委員会的时候に千葉県の匝瑳市、学校給食甲子園というので優勝したところのを食べに行かせていただきました、みんなで。そのときに聞いたのは、栄養だしというのを使って、それを全ての給食に毎日使っていると。そのだしというものをぜひ取り入れていただきたいというのと、それから総社市の学校給食センターの方の知見を広めてもらうという意味で、その学校給食甲子園にできれば参加してみてもいいかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○山名正晃委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 小野委員の御質問にお答えいたします。

どうしたらおいしい給食ができるかというのは、限られた給食費の中ではありますけれども、現場とも連携いたしまして、工夫をしておいしい給食になるように努めてまいりたいというふうに思っています。

学校給食甲子園への参加につきましては、ちょっと今後、検討事項というふうにさせていただければというふうに思います。

以上です。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

山田委員。

○山田雅徳委員 関連して同じページです。

報酬のところで会計年度任用職員の報酬ということで金額が出ております。これ令和7年度の当初予算から比べると、370万円ほど減っています。令和7年度のときに調理員が何人かというのが調書に書いてなかったのも、今年度の分は調理員が50人だったとか、その下には職員手当は何か33人とかというふうにあるんですけども、これは単純に人員が変わったから金額が下がったんだとは思いますが、これ主な理由というのはどういったことでしょうか。

○山名正晃委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 山田委員の御質問にお答えいたします。

まず、会計年度任用職員の報酬でございます。これも委員会のほうでも御報告しましたけれども、今年度ですか、昨年のものでございますけれども、会計年度任用職員の調理員の報酬、過大支給をしていました。その関係もありまして、当初予算のときは、その間違えた金額で要求といいますか、予算を提出していたということで、その分、実際は人事院勧告で調理員の報酬も上がっておりますけれども、差し引いてマイナスになったということでございます。

それから、50人、33人というところでございますが、会計年度任用職員の調理員で、ほぼ一日働く調理員と、午前パート、午後パートという調理員がおりますので、そういった短時間の職員には期末勤勉手当が出ないということでの人数となっております。ですから、合計で50人ということで、それについては昨年同様でございます。

以上です。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 ということで、その過大のものがあつたので、今回は正しいというか、間違いのない金額に落ち着いたということですね。

調理員の数というのは、これはもう33人とか50人とかというふうに出していただいておりますけれども、ここの人員というのは特に変わらず、ここ一、二年というか、来年度もですけども、人員については異動も特になく、そのままの形で続けていくという認識でよろしいでしょうか。

○山名正晃委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 山田委員の再度の御質問にお答えいたします。

人員については、今のところ会計年度任用職員については、その人数でということで行っております。今後、正規の調理員、退職等もございますので、正規職員それから会計年度任用職員、どういったバランスで採用していったらいいのかというのは、今後の課題になるかと思います。

以上です。

○山名正晃委員長 この際、私より申し上げます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山名正晃委員長 当局のほうもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山名正晃委員長 ありがとうございます。

では続いて、質疑をどうぞ。

山田委員。

○山田雅徳委員 じゃあ、ちょっとさくっと気になるところだけ行きます。

調書342ページで、予算書が196から199ページということで、第10款教育費、第5項社会教育費、第6目公民館費、清音公民館の管理運営経費の備品購入費で庁用器具費ということで91万3,000円、これ調書によるとキャンプ用テントと会議用キャスター付き机ということで、内訳がちよっと分からないんですけども、これ金額内訳はどんなもんですか。そのキャンプ用テントって何に使うんですか。

○山名正晃委員長 生涯学習課長。

○小原靖子生涯学習課長 山田委員からの御質問にお答えいたします。

キャンプ用テントと会議用キャスター付き机の内訳でございますけれども、キャンプ用テントは77万8,000円、それから机につきましては13万5,000円を予定しております。

テントの使用につきましては、清音公民館のほうは屋外活動等がございまして、幾らかキャンプ用テントはございますが、老朽化しているということで、軽量の持ち運びのしやすいキャンプ用テントを貸出しもいたしますが、そのテントのほうを設置する予定でございます。

以上です。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 すみません、キャンプ用テントということで77万8,000円ということで、これは数としてはどれぐらいの数を購入される予定でしょうか。

○山名正晃委員長 生涯学習課長。

○小原靖子生涯学習課長 山田委員からの御質問にお答えをいたします。

清音公民館で購入予定のキャンプ用テントでございますが、数としましては7張りを予定してお

ります。

以上です。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 大体10万円ぐらいの TENT を 7 張り買うということで分かりました。

もう一点が、調書が347ページで、予算書は202から203ページ、第10款教育費、第5項社会教育費、第8目文化センター費ということで、修繕料ということで市民会館のサイドスピーカー取替え修繕料ということで、こういった舞台系のものって、金額がなかなか高額なのは、これは分かります。ここも含めてなんですけども、いわゆる市民会館のホールの老朽化がかなり目立ってきているんじゃないのかなというふうに思いますけども、これ、その中身の交換とかというのは、これはもう順序立ててやっていただいているとは思いますが、まだまだ足りない部分があると思うんですけど、そういったことに関してはどういうふうに対応されていくのか、お聞かせください。

○山名正晃委員長 文化芸術課長。

○弓取佐知子文化芸術課長 山田委員の御質問にお答えをいたします。

本当に開館当初からのものが多く、順番に修繕等が、取替え等が必要になってきている現状でございます。市民会館の修繕につきましては、私どものほうで一応こういったふうに更新をしていきたいというような計画がございまして、ただやはり予算がかなり高額ということもございまして、一応の計画を立てた上に、緊急を要するものは前倒しといいますか、そういったことで交換のほうを行っている状況でございます。

今回のサイドスピーカー取替え修繕でございますが、舞台の左右にございます音響装置でございまして、開館当時からのもので、音が籠もって聞こえるというような、そういったことも起きることもございますので、今回の予算で要求させていただいております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 お答えいただきました。開館当時からのものもあるということでありますので、計画立てて、特にこういった会館というのは、主催者側からするとお金を払って借りるものでありますし、これは見に来ていただく、そのお客さん側からすれば、イベントによってはお金を払って見に来ていただける、そういったものでありますので、修繕すべき点は早急にさせていただきたいというふうに思います。

1点紹介をさせていただきますと、皆さん、市民会館、舞台とか見に行かれることがあろうかと思いますが、ホリズントって、一番後ろに真っ白な幕が1枚幕の大きい、つなげてあるんですけども、これは本来はぴしっと真っすぐな幕で、それに明かりを照らして、夕焼けであるとか、いろんな芸術を表現するんですけども、今現状、波々になっているんですね。これ舞台の方に聞くと、もうこれは交換せんとあかんということでありますので、そういったものも含めて、お金を払って借りるもので、お金を払って見に来るものですから、こういったものは、できれば早急に計画立てて

やっていたきたいと思いますし、委員の皆さんも市民会館に行く用があると思います。ホリゾン
トにがたがたに光が当たってたら、ああ、これはそういう演出じゃないんだと、これは駄目なん
だなというのを分かっていたきたいと思います。

以上です。

○山名正晃委員長 文化芸術課長。

○弓取佐知子文化芸術課長 御意見ありがとうございます。本当にお金を払ってお借りいただい
て、また観客の方に見に来ていただいている施設ですので、しっかりと優先順位等を立てながら行
っていきたいと思います。

以上でございます。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

なければ1点。調書の343ページ、第10款教育費、第5項社会教育費、第7目図書館費、図書館
管理運営経費、もう1点だけです。

館長に関しては、こういうふうな予算化をされておりますが、館長に関してはいかがでしょう
か。

教育長。

○久山延司教育長 図書館長についてですが、長年、生涯学習課の課長の兼務ということでやって
きましたが、この令和8年4月1日から図書館長を入れるべく努力をしまいいりました。ほぼ、そ
っちの方向で決まりそうというか、決まると思います。そういうことでよろしく願います。

○山名正晃委員長 一言ありがとうございます。

では、他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山名正晃委員長 では、ないようでありますので、この際しばらく休憩をいたします。約10分間
です。

休憩 午後5時3分

再開 午後5時12分

○山名正晃委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、歳入、債務負担行為及び地方債のうち、本分科会の担当する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

財政課長。

○岡 真里財政課長 歳入について御説明いたします。

予算書の36、37ページを御覧ください。

第13款分担金及び負担金、第2項負担金につきましては、養護老人ホームの利用料や保育所保育
料など、本人または扶養義務者負担分でございます。

38、39ページを御覧ください。

第14款使用料及び手数料、第1項使用料のうち、本分科会の所管に属する主なものは、第3目民生使用料と第10目教育使用料で、各施設や電柱敷の使用料などがございます。

40、41ページを御覧ください。

次に、同款、第2項手数料のうち、本分科会の所管に属するものは、第3目民生手数料と、42、43ページを御覧いただきまして、第10目教育手数料で、各種証明や督促などに係る手数料でございます。

44、45ページを御覧ください。

第15款国庫支出金、第1項国庫負担金は、第3目民生費国庫負担金、第1節社会福祉費負担金のうち、1行目、国民健康保険基盤安定負担金と、下から2行目、未就学児均等割保険税負担金、その下、産前産後保険税負担金以外の全てで、主なものは、障害者自立支援法に基づく福祉サービス給付費に係る自立支援給付費負担金、児童手当負担金、保育所運営費などに係る子どものための教育・保育給付費負担金、生活保護費負担金などで、各事業に係る国からの負担金でございます。

同款、第2項国庫補助金では、第3目民生費国庫補助金の全て、第4目衛生費国庫補助金、第1節保健衛生費補助金のうち、1行目、循環型社会形成推進交付金を除く全て、46、47ページを御覧いただきまして、第10目教育費国庫補助金のうち、第5節社会教育費補助金を除く全てで、各事業に対する国からの財源でございます。

同款、第3項委託金につきましては、第3目民生費委託金、第2節児童福祉費委託金で、国からの委託事務に係る委託金でございます。

48、49ページを御覧ください。

第16款県支出金、第1項県負担金につきましては、第3目民生費県負担金、第1節社会福祉費負担金のうち、2行目、自立支援給付費負担金、4行目、低所得者保険料軽減負担金、第2節児童福祉費負担金、第3節生活保護費負担金、第4目衛生費県負担金、第10目教育費県負担金で、各事業に対する県負担分でございます。

続きまして、同款、第2項県補助金、第3目民生費県補助金、第1節社会福祉費補助金のうち、主なものは、障害者医療費補助金や包括的支援体制の構築に対する重層的支援体制整備事業交付金などで、説明欄に記載のとおりでございます。そして、第2節児童福祉費補助金の全て、50、51ページを御覧いただきまして、第4節災害救助費補助金のうち、災害援護資金貸付金利子補給補助金で、小児医療費や子育て支援事業などに係る県からの補助金でございます。

第4目衛生費県補助金、第1節保健衛生費補助金は、1行目、予防接種事故対策費補助金、その下の健康増進事業補助金、4行目、地域自殺対策強化事業費補助金、6行目の岡山県骨髓末梢血幹細胞ドナー助成費補助金、8行目、岡山県アピアランスケア助成事業補助金、その下、妊婦のための支援給付事業費補助金、そして一番下の不妊治療費助成事業補助金で、県からの補助金でございます。

52、53ページを御覧ください。

第10目教育費県補助金は、説明欄に記載のとおり各事業に対する県からの補助金でございます。

同款、第3項委託金では、第3目民生費委託金及び第10目教育費委託金で、登校支援員配置事業など、県の委託事業に係る委託金でございます。

少し飛びまして、58、59ページを御覧ください。

第18款寄附金、第1項寄附金、第3目民生費寄附金につきましては、使途が子育て支援、ヤングケアラーに係る事業に指定された寄附金でございます。

60、61ページを御覧ください。

第19款繰入金、第1項特別会計繰入金は、介護保険特別会計での事業を重層的支援体制整備事業として一般会計で実施するに当たり、その事業費を特別会計から繰り入れるものでございます。

同款、第2項基金繰入金のうち、本分科会の所管に属するものは、第5目いきいき福祉基金繰入金、第6目子育て王国そうじゃ基金繰入金、第12目教育施設整備事業基金繰入金から第22目はばたき園基金繰入金まで、第38目ひとり親家庭福祉井頭基金繰入金から第42目人材育成山本あすなろ基金繰入金まででございます。各事業の財源とするため、それぞれの額を繰り入れるものでございます。

64、65ページを御覧ください。

第21款諸収入、第3項貸付金元利収入のうち、本分科会の所管に属するものは、第2目老人居室等整備資金貸付金元利収入、第13目災害援護資金貸付金元利収入で、各貸付金の元利収入でございます。

同款、第5項雑入、第4目雑入、第1節実費徴収金は、主には給食費実費徴収金でございます。

66、67ページを御覧ください。

第4節雑入のうち、本分科会の所管に属する主なものを申し上げますと、中段、後期高齢者保険事業補助金で後期高齢者の健康診査事業への補助、少し下、健康インセンティブ事業参加費、三つ下、後期高齢者医療制度長寿健康増進事業費補助金で、健康インセンティブ事業への補助、さらに一番下のその他雑入881万8,000円のうち196万9,000円で、実習生の受入に伴う負担金などでございます。

70、71ページを御覧ください。

第22款市債、第1項市債のうち、本分科会の所管に属するものは、第3目民生債で、施設のLED化の財源を確保するもの、第10目教育債は、学校施設整備と情報機器の整備及びきびじアリーナの空調整備等のための財源を確保するものでございます。

続きまして、第2条債務負担行為について御説明いたしますので、予算書の6ページにお戻りください。

第2表債務負担行為のうち、本分科会の所管に属するものは、中段辺りの介護予防拠点施設管理運営委託から健康インセンティブ事業運営委託令和9年度実施分までの5事業と、7ページの4事業全てが本分科会の所管に属するもので、指定管理者の更新、クーポン券や商品券の引換え期間が

翌年度に及ぶ、あるいは前年度から準備する必要があるなどの理由により実施に複数年を要することから、いずれも記載のとおり、期間及び限度額を定めて債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、第3条地方債について御説明いたしますので、8ページを御覧ください。

第3表地方債のうち、本分科会の所管に属するものは、上から2行目の老人福祉施設整備事業から5行目の保健衛生施設整備事業及び下から七つ目の学校情報機器等整備事業から一番下の体育施設整備事業までの11事業で、先ほど歳入の市債で御説明いたしました地方債について、借入限度額、起債の方法、利率、償還の方法を記載のとおり定めようとするものでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 では、ないようでありますので、全体を通じて質疑漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、本件のうち、本分科会に分担された部分についての取りまとめをいたしたいと思います。

念のため申し上げます。

分科会でありますので、本件に対する討論、採決はできませんが、取りまとめの方法としてお諮りいたします。

本件のうち、本分科会の担当する部分については、可決すべきであると取りまとめることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 御異議がないようですので、16日に開催が予定されております一般会計予算審査特別委員会に本分科会の状況を報告いたします。

以上で、本分科会を閉会いたします。

閉会 午後5時21分